

石炭鑛業 互助會報

第三卷・第九號

昭和三十三年九月二十日發行

昭和三十三年四月七日第三種郵便物認可
昭和三十三年九月二十日發行

目次

(卷頭言) 産業報國運動の大精神	鳴内	(一)
石炭價格の引下決定	武吉	(二)
産業報國即石炭増産	末吉	(三)
石炭仲買業者の覚悟と仲買機構の必要性	萩本	(四)
長期戦時体制下に於ける鐵鋼材需給に就て	幸雄	(五)
参考資料	禮藏	(六)
鐵道購入炭の今昔物語(承前)	慎一	(七)
當局昭和石炭に一劃方引下命令	高橋	(八)
標準炭價を公表(昭和石炭)	隆	(九)
鑛物増産に伴ひ坑木需給統制を實施	隆	(一〇)
石炭配給統制規則公布	隆	(一一)
石炭船運賃	隆	(一二)
炭價引下は生産力擴充に悪影響其他	隆	(一三)
本會記事	隆	(一四)
重役會理事會並に評議員會	隆	(一五)
互助會所屬炭礦綜合部會概要	隆	(一六)
石炭鑛業權設定	隆	(一七)
日誌	隆	(一八)
文藝	隆	(一九)
會誌	隆	(二〇)

九月號

石炭鑛業互助會發行



石炭鑛業互助會

九州電力株式會社

東京製綱株式會社
株式會社明電舎
株式會社宇部鐵工所
東洋ベヤリング
製造株式會社
日本皮革株式會社
大日本機械工業株式會社
護謨工場
日立製作所製
リングチェーン
株式會社日本鑿岩機製作所

代理店

小倉市室町

守谷商會九州支店

電話代表(5)二八三一番

九州電力株式會社

東京製綱株式會社
株式會社 明電舎
株式會社 宇部鐵工所
東洋ベヤリシグ
製造株式會社
日本皮革株式會社
大日本機械工業株式會社
護謨工場
日立製作所製
リシグチエーン
株式會社 日本鑿岩機製作所
代理店
小倉市室町
守谷商會九州支店
電話代表(5)二八三一番

石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
第二條 本會ハ本會ノ目的ニ資トスル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ

第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
三、會報ヲ刊行スルコト
四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨリモトス
二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同シ
第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(每年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經

第八章

第八條 正會員ノ准會員宛定ノ基準ハ左ノ通りトス
一、年額送炭數量五萬噸迄
二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎二名ヲ増加スルモノトス
三、年額五萬噸ヲ超ヘ拾萬噸迄
四、年額拾萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎三名ヲ増加スルモノトス

第九章

第九條 新ニ入會セントスル者ハ所定ノ申込手續ヲシテ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトス退會セムトスル者モ又同シ
第十條 每年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ノ増減ヲ生ジタル場合ニ正會員ハ増減スベキ准會員ノ人名ヲ届出シベキモノトス

第十章

第十條 准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス

第十一章

第十一條 第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員ヲ減員スル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ

第十二章

第十二條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ

第十三條

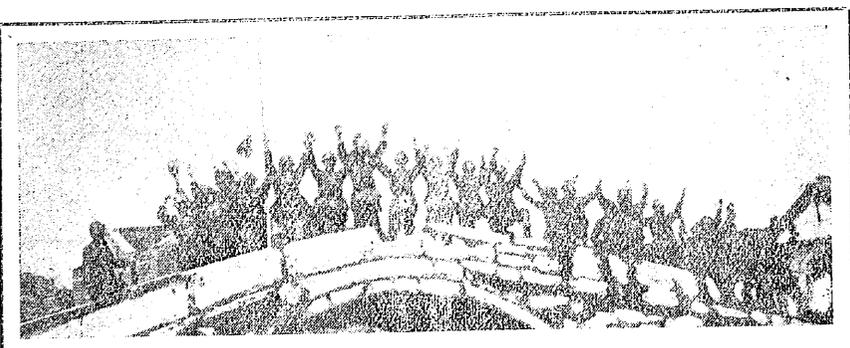
第十三條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行爲ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ

第十四條

第十四條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第四章 役員

第十五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長 一名
二、副會長 一名
三、理事 五名以內
四、監事 十名以內
第十六條 會長、副會長ハ總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中



卷頭言

産業報國の大精神

支那事變勃發以來茲に一年有餘、其間に於ける無敵皇軍の活躍は、陸に海に空に連戦連勝し、今や漢口へ漢口へと暴將蔣介石最後の據點たる漢口攻略の爲め猛進軍を續けてゐる。

皇軍の強さ皇軍の連戦連勝は、もとより御凌威の然らしむるところなるも、皇國の道義即ち盡忠至孝の大精神が根本をなしてゐる。この大精神こそ我國の精華にして、三千年來燦として輝ける八紘一宇の御神勅の顯現である。

去る七月二十日、銃後の護りを固むる産業報國運動の中央機關として産業報國聯盟創立せられ、同聯盟綱領に曰く

一、我等産業人ハ國體ノ本義ニ期リ産業ノ國家的使命ヲ体シ全産業人ノ協力ニ依リ産業報國ノ實ヲ擧ゲ以テ皇運扶翼ノ使命ヲ完ウニシトス

期ス

一、我等産業人ハ産業ハ資本、經營、勤勞三者ノ有機的ニ結合セル一體ナルトシ確信シ事業者ニ至誠ヲ以テ經營指導ノ任ニ當リ従業員ノ福祉ヲ圖リ従業員ハ忠實ニ其ノ職分ヲ盡シ勞資一體事業一家ノ實ヲ擧ゲ以テ産業ノ健全ナル發展ヲ期ス

と示されてあるが如く、銃後に於ける我等産業人の使命たるや實に重且つ大である。殊に石炭は全産業の原動力なれば、吾等石炭鑛業に従事する者は、勞資協力、業務獎勵、能率増進以て長期戦体制下に於ける銃後の護りを固め、東亞永遠の平和確立の大使命に向つて勇往邁進せむことを期す

(鳴 濤)

但シ總會ニ於テ選舉スルモトス
但シ同點者二名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム
ルモトス
第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ク會務ヲ執行ス
監督役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
第十八條 本會役員ハ各職ニシテ無報酬トス
但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
第十九條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム
會長、副會長ハ三年トス
理事、監査役及評議員ハ二年トス
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ満了スル場合ハ次ノ定時總會ニ於テ任期ヲ延長スルモトス
但シ總會ニ於テ任期ノ満了スル場合ハ次ノ定時總會ニ於テ任期ヲ延長スルモトス
第二十條 補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ其ノ必要ナキトキハ次ノ改選期迄補缺ヲナサザルコトヲ得
第二十一條 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ諮リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免ス

第五章 資産及會計

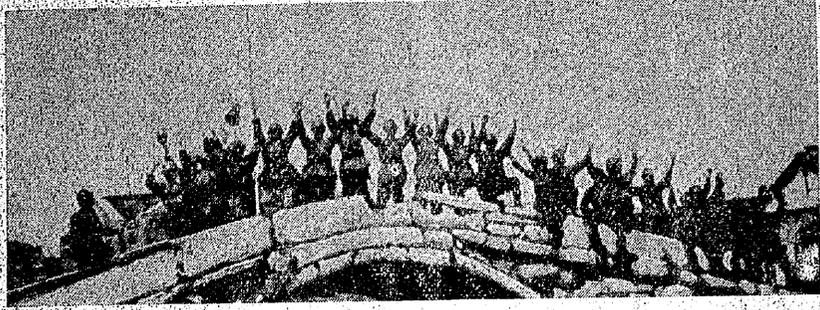
第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス
第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ之レニ充ツ
但シ理事會ヲ決議シ經費ニ流用スルコトヲ得
第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額ヲ決定スルモトス
第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
第二十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經テ決算ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第六節 會議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スルコトヲ得
第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス
臨時總會
臨時評議員會
臨時理事會
臨時監査員會
臨時職員會
第二十九條 定時總會ハ每四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認ヲ求メ會務ノ報告ヲナシ重要ナル事項ヲ決議ス
臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルトキ之ヲ召集ス
會長ハ監査役ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ其ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ
監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其協合ハ理事會同様決議權ヲ有スルモトス
評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員會議ハ委員相互ノ申合せニヨリ之レヲ開クモトス
第三十條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少クモ開會五日以前ニ通知ヲナスベシ
第三十一條 總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委任スルコトヲ得

附 則

第二十二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモトス
第二十三條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
第二十四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモトス
第二十五條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經テ之ヲ以テ即時實施スルモトナリ



▷— 言 頭 卷 —▷

産業報國の大精神

支那事變勃發以來茲に一年有餘、其間に於ける無敵皇軍の活躍は、陸に海に空に連戦連勝し、今や漢口へ漢口へと暴將蔣介石最後の據點たる漢口攻略の爲め猛進軍を續けてゐる。

皇軍の強さ皇軍の連戦連勝は、もとより御稜威の然らしむるところなるも、皇國の道義即ち盡忠至孝の大精神が根本をなしてゐる。この大精神こそ我國の精華にして、三千年來燦として輝ける八紘一宇の御神勅の顯現である。

去る七月三十日、銃後の護りを固むる産業報國運動の中央機關として産業報國聯盟創立せられ、同聯盟綱領に曰く

一、我等産業人ハ國體ノ本義ニ則リ産業ノ國家的使命ヲ体シ全産業人ノ協力ニ依リ産業報國ノ實ヲ舉ゲ以テ皇運扶翼ノ使命ヲ完ウセムコトヲ期ス

一、我等産業人ハ産業ハ資本、經營、勤勞三者ノ有機的ニ結合セル一休ナルコトヲ確信シ事業者ニ至誠ヲ以テ經營指導ノ任ニ當リ従業員ノ福祉ヲ圖リ従業員ハ忠實ニ其ノ職分ヲ盡シ勞資一休事業一家ノ實ヲ舉ゲ以テ産業ノ健全ナル發展ヲ期ス

と示されてあるが如く、銃後に於ける我等産業人の使命たるや實に重且つ大である。殊に石炭は全産業の原動力なれば、吾等石炭産業に従事する者は、勞資協力、業務奨励、能率増進以て長期戦体制下に於ける銃後の護りを固め、東亞永遠の平和確立の大使命に向つて勇往邁進せむことを期す

(鳴濤)



産業の原動力たる

石炭價格の引下決定

互助會石炭株式會社
專務取締役 武内禮藏

去る八月廿五日以來炭價引下げ問題にて石炭鑛業聯合會及び昭和石炭會社と協議の上、商工省鑛山局並に臨時物資調整局と折衝の爲め上京したる本社の武内專務、山本取締役、木會監査役、西本理事の上京委員一行は九月六日特急富士で歸社、直ちに在若新聞記者團と會見の上歸來談を發表したが、其の概要は左の如くである。

一

戦時体制下に於ける長期戦に對應するために、一般重要物價の引下げに準じ、諸産業の原動力たる石炭の價格引下げの問題は、豫て朝野の輿論であり、業者も亦出来る限りの犠牲を忍ぶことを覺悟したのであつたが、商工當局はその間生産費、販賣方法の複雑性、其の他につき詳細調査を進むるに従ひ、國內生産高並に移輸入數量、需給調整上慎重考慮されてゐたが、今回漸く其の實現を見た。其の結果、昭和石炭の株主に對しては、輸出入品臨時措置法第二條の發動により、商工大臣の命令となつたことは、既に新聞紙發表の通りである。

互助會系に對しては、中小鑛業の特異性につき政府當局に於て好く認識せられ、これが特別の取扱は、石炭鑛業の大勢に支障を及ぼさざるものと考慮された結果、物資調整局第一部長の名において、單に通知を發せられたるに止まり、全く自肅の程度に一任せられた。

二

互助會としてもよく其の趣旨を体し、昭和石炭系に比し相當緩和した額、即ち塊炭七十錢、中塊六十錢、粉炭四十錢の値下げを發表して、その承認を得たわけである。唯だ日産化學と早良鑛業とは、同率に認め難しとて協議の結果、互助會一般會員の引下額に、それ／＼十錢乃至三十錢増の程度を以て承認を得たのである。上記兩者においても、その特異性を認めたることは感謝に堪へない、飽くまで政府當局を信頼し、高邁なる態度を持って重大時局の責務を果したいと思ふ。次に政府當局に残された問題は、仲買商買炭の統制、積揚賃諸掛及び海上運賃の合理的引下工作である。政府は上記石炭卸値の引下に次でこの問題を研究しつゝあるが、海上運賃は或る程度の引下を見たが、業者の態度は必ずしも釋然たらざるものがあるようだ。

三

斯くして、永い間の懸案であつた炭價引下も一段落を見た。世間往々第二次、第三次の引下を豫想するものがあるが、それは一般の空論に過ぎない。今度の値下げについても、供給力に如何に影響するか、重要物資の不廻りと勞働力不足に直面せる業界の重大問題であり、政府當局も充分その間の事情を洞察せられてゐることはよく推測出来る。従つて、これ以上の引下を豫想することは全産業の機構に重大變革を加へざる限り、石炭の増産を行はねばならぬこの時局下に於いて考へられざることである。吾々業者は、現下の非常時局をよく認識して、當局の意を体し、自戒自重全力をあげて増産を圖り、以て鑛業報國に邁進すべきである。

次に一次頻りに研究せられた、全國石炭の共同販賣問題は、一先づ研究事項として殘された譯で、政府當局は今後の情勢を見極めた上、徐らに第二次工作として善處されるものと思ふ。

産業報國即石炭増産

末吉鑛業株式會社社長
互助會石炭會社取締役

末吉慎一

一

支那事變突發以來既に一年有餘にして、其間無敵皇軍は支那の心臟部たる上海を攻略し、首都南京を陥落、徐州の大會戰に快勝し、陸に海に空に連戦連勝して、今や漢口へ漢口へと武漢三鎮攻略のため長蛇の快進撃を續けつゝあるが、漢口陥落後といへども、事變は直ちに終了するものではない。

茲に於て、我が軍官民は打つて一丸となり、益々長期戦体制の陣容を固め、國の總力を擧げて、新東洋建設の歴史的聖戰に健闘を續けてゐるが、何といつても今次の事變はその規模に於て又その影響に於て前古未曾有であるだけに、全國民は一体一如となつて、この非常時局を打開し突破し、以て今次聖戰の有終の美を濟すべきである。

殊に事變下に於ける軍需物資の調達に就ては、何を差措ても之が遺憾ならしむることは、銃後に於ける國民の一大使命なれば、勞資相協力して産業報國の大精神を以て之に當るべきである。

二

産業は決して之に従事する勞資各自の生活利益の爲にのみ存するものではない。産業窮極の使命は、これに依つて國民の厚生と國力の充實とを圖り以て皇國の興隆、民族の發展に貢獻するのであつて、産業報國の精神が先づ何よりも根本的であり、第一義的のものであつて、従つて産業に従事するものは、事業主も従業員も産業の國家的使命を先づ第一に体し此の自覺の上に立つて各自その職分を盡し、渾然一体となつて産業を通じて國家に奉じ、皇運扶翼の道を完うするの覺悟

を致さねばならないのである。即ち事業主は産業報國の精神を以て經營に當ると共に、従業員に對すること恰かも親の子に接するが如く、又従業員は産業報國の精神を以て勤勞に努め能率を増進して、事業主に接すること恰かも子の親に對するが如く忠實に其の職分を盡して、國家産業の發展に協力すべきである。

三

而して、軍需物資を初としてあらゆる物資を生産する産業の原動力は、總て石炭に在るといふも敢て過言ではあるまい故に戦線の擴大と相俟つて軍需品の増大、換言すれば石炭の需要増大は蓋し必然の歸趨である。

されば政府當局に於ては、數年前より石炭の増産を奨励し、最近は商工省内に石炭統制協議會並に石炭配給統制協議會を新設して國家的統制に乗り出し、吾人業者も亦此の時局重大の機に際し、石炭増産に懸命の努力を拂ひ以て國策遂行に協力すべきである。

惟ふに石炭増産については、朝野を問はず相當考慮されつゝあるが、〇〇將兵の激増並に軍需工業の擴充に伴ふ勞働力の大量的不足と之が補充對策、鐵鋼材を初め其他の炭坑用資材の供給不足等により、増産の成果を見るは前途多難にして逆睹し難きものあり、現在の狀態に於ては、今後却つて減産に向ふに非らざるなきやを懸念されつゝあるのである。

四

茲に於て、石炭増産に對する手段設備の計畫は着々進行せしむる一方、吾人は吾々が有する現在の設備なり又は人員を以て、最大の効果を擧げ得べき方法を講ずることが、現状に即した最も適切なることと思ふのである。

右に關し私案として、現在の炭坑勞務者に對し時局觀念を徹底的に認識せしめ以て精神的に彼等を業務精勵能率増進に導くのである。

彼等の奮起が體て日本國家の躍進となり、戰勝の因となるべき實情にあることを説くべきである。即ち今假りに坑夫が一日

四函採炭するにせば、各坑夫の國家的觀念の理解により一日一割増の四函四分採炭することになれば、一年間五千万屯の日本の産炭は之がため五千万屯の産出となり、遺憾なく國策に應じ得るに至ることである。

併し乍ら、吾々坑主なり又は炭坑主務者なりが直接彼等を説くは、如何にも私利のため國策云々を口實のもとに説くが如く曲解する傾向もあり効果的ならずと思はれる。仍つて時局戦況の實情に精通せる陸海軍人を炭坑に派遣し、直接是等の人々よりその講演を聴かせ、正しき時局の認識を與へることが最も有効適切なりと思ふのである。

石炭仲買業者の覺悟と

仲買機構の必要性

若松合同石炭株式會社
專務取締役 萩本 至

重要産業の資源として石炭の役割は益々其重大性を加重して來た、石炭の販賣業者も事變下國策線上の一翼に列し是に順應邁進すべきは當然の事である。

然るに從來の石炭仲買業者の商道は全く舊時代的なる觀念と手法とに依存する過去の商道であつて現在の如き一大國難に際し自由主義より統制主義へ移行しつゝある經濟界の主潮に於ては最早到底維持し得べからざる無力のものにして今や業界は一大轉換期に遭遇したものと云はなければならぬ。今日に於ける産業國策の原動力たる石炭の供給販賣は最も合理化されたる商道を要求され業者は此の線に沿ふべく舊套を脱し國策に適合したる新方圖により再出發せざるべからざる

は業者の責務として又言を俟たざる處である。

近來生産者より消費者への言は産業界の合言葉であるが石炭に關する限りは此の至言も殆ど机上の論と稱するも過言ならず實際問題とは甚だ遠きものがある、石炭仲買業者の必要性に就ては茲處では詳論を省き一二を抽象的に擧ぐるに止まるが業者ありてこそ普遍的に如何なる僻陬の地又は如何なる小工場と雖も完全に配給を享け得られ又需要者の必要とする品質の石炭を容易に確得せらるゝのである、殊に若松に於ける業者の機能は石炭販賣に於ける一つの進歩的な型態を有してゐる、若松に於ては小炭礦の石炭を集炭して是等小炭礦の販賣機關ともなり又此の少量の石炭をして有力なる商品とし増嵩する需要數量を満たし生産者需要者兩者の利便を圖る等絶對的に必要なる存在を示して居る、更に仲買業者と中小工業者との關係換言すれば仲買業者が中小工業の發展に費したる力は一朝一夕で出來たものではない丈に甚だ濃密にして仲買業者の功的半面を示現する誇るべき歴史と思惟される。

然し乍ら今日に於て其の歴史を回顧するとき其處に忸怩たるものを感じざるを得ない、然も從來は各個人或ひは會社組織を問はず何れの仲買業者も各自永年の商法により高度に練磨されたる販賣技術を堅持し來りたるが經濟上の變革に際會したる現下是等の技術も市場大勢の前には殆ど無力を曝露し此の後一路衰微を辿るは必至にして今にして仲買商策を檢討吟味し環境に順應し根本的に一大變革を加へざれば百年の悔を遺すべきは必定なりと覺ゆる。

然らば是に對處する方法如何と言へば從來の如き各個分散的な獨我的存立を廢し大同團結一丸となり（組合又は會社の結成）共同購入及販賣を實行するを最適の方策と思考せらる、斯くする事は各個別購入及販賣により空費せられつゝある諸掛費及摩擦多き對外的折衝とを緩和解明し業界合理化の第一條件を完成し得らるゝのである、從來の如き炭價の一定せざる自由主義的時代に於ては従前の商法も亦自己に有利に展開し得られたりしも刻下統制的炭價の規制を受くる時代に於ては是は徒らに思惑と懸引に墮し冗漫不必要的取引方法と化したのである。

團結による全体的操作により初めて將來の統制強化時代に割切適存の實を擧げ得られる、例へば筑豊炭集散地若松に於て所要の數量を纏め大阪地方へ幾何名古屋東京方面へ幾何等各地への配給基地となり、各配給を受けたる地方に於て其地區内に於ける需要者に適當に配給する等言はば煙草國營の如き專賣型式に進展する事も考へられ其の場合配給統制上の重要な機構を組成する前提として各地に於ける同業者の法的組合又は會社設立を促し其の上に位して横の一團を創り全國的同業會聯合を結成する事は最も焦眉の急なりと確信するものである。

石炭販賣業者の統合は他産業部門に比較するに遙かに遅れてゐる、是は商品のファクターが是を許さなかつたとする觀方も一面の理ではあらうが一方には昭和石炭會社による他産業には比すべからざる強度のカルテル達成の事實があり、その昭和石炭を中心とする統制により漸層的に壓縮されながら尙且業者の覺醒なく團結統合といふが如き革新を敢行し得ざりしは一に小我目前の利欲にのみ囚はれたる業者の無自覺無氣力に主因するものと殘念ながら斷言せざるを得ない。

些か我田引水の感あれど我が若松合同石炭株式會社は是等の退嬰的な業界空氣の中に於て明かにイニシヤティブを把持せるものと言はれ得ると思ふ、若松合同石炭株式會社株主は數年前斯くある事を豫期し一昨昭和十一年最も進歩したる型式の下に於て本會社を創立し今日に至つた、現在の如き時局に對しては時々刻々其對策を攻究し將來に來るべき如何なる國策に對しても直ちに適應し得る準備と訓練と覺悟とを有し産業的應召の發動を待期しつゝあるものである。

茲に衷心全國石炭仲買業者の奮起を期待して止まない次第である。



長期戦下に於ける鐵鋼材 需給調節の問題に就いて (上)

福岡鑛山監督局 書記官

椎 野 幸 雄

昨年七月七日北支蘆溝橋に於て所謂蘆溝橋事件が勃發致しまして我國は最初事件不擴大主義乃至現地解決主義の方針を採りましたのに對し蔣介石を中心とする國民政府は終始一貫致して不遜なる態度をとつたのでありまして其の間今回の事變は當初の北支事變から全面的な日支の衝突となり支那事變と云ふものに轉化致すことに相成つたのであります。

この間に於て我が同胞の多數が或は北支の戦線に於て或は中支の戦線に於て光榮ある軍旗の下に、又軍艦旗の下に赫々たる武勳を収めて居ると云ふことは、我々の齊しく御同慶の至りに堪へぬ處でございます。

事變勃發と同時に互助會々員の各山よりも相當多數の應召者を出したのでございますが我々はこれ等石炭山出身の應召者が支那に於て目覺しい活躍をせられてゐると云ふことを度々耳に致して居つて非常に喜んで居る次第であります。

現在日本軍によつて占據されて居ります地域は實に全日本面積の約二倍となると云はれて居り又無敵海軍の封鎖線は中支から遠く南支に及んで居るのであります。

神速果敢な作戦行動に移つた日本軍隊によつて戦争勃發後僅か數ヶ月にして敵の最も頑強に抵抗した上海も陥落致したのであります又北支に於ては保定始め凡ゆる要衝は相次いで陥落致しました、上海に引續いて十二月十三日には

敵の首都南京城も日本軍の手中に歸し又最近に於きまして徐州の大會戰に於て皇軍は赫々たる武勳を收め世界戦史上特筆さるべき大勝を收めて居るのであります。

二

斯様に觀て參りますと日本の軍隊の進む所には全く敵がないとさへ考へられるのであります。併し翻つて今回の事變の本質と云ふもの及この事變を廻つて非常な微妙な動きを見せて居りまする歐米諸列強の姿を眺めて見ますと、我々は今回の事變と云ふものが決して容易に終局するものではないと云ふこと即ち今回の事變は非常に長期性を帯びてゐるといふことを充分に考へなければならぬと思ふのであります。

又政府によつて屢々言明されて居ります通り今回の事變の目的は支那に於ける排日抗日政策を堅持して居る蔣政権を徹底的に擧滅し、併せて蔣政権に對して非常な支援を送つて居ります赤化勢力と云ふものを完全に一掃すると云ふことに在るのであります。

この支那に於ける排日抗日政策と云ふものは御承知の通

他の特定の國を排斥、侮蔑することを國策とするのみならず斯様な思想を幼い兒童の頭に迄植えつけるといふ教育方針を執つてゐる國は古今東西の歴史に其の例を見ないのであります。

三

抑も日本と支那とこれに滿洲事變によつて樹立された滿洲國と此の三つの國が本當の意味に於ける獨立を保持し本當の意味に於ける提携を保ちながら進んで行く處に東洋平和の招來が期し得られ更に進んで世界平和の曙光を見出すことが出来るかと私は考へて居ります。

然るに支那に於て日本を排斥することを以て國策としてゐるのでは到底我々は世界平和を望む譯に行かないのであります。此れ今回の事變の第一の目的が支那の排日毎日政策乃至は思想と云ふものを根絶するに存する所以でありまして而も既に二十五年の長きに亘り植付けられて居る排日思想、實施せられて居る排日政策を徹底的に擧滅すると云ふことは決して容易な仕事ではない、我々は先づ事變の性質、聖戰の目的自体から觀まして今回の事變が非常に長期性を

り國民政府或は國民黨、共產黨と云つたやうな各種の機關によつて既に十五年の長きに亘つて實施せられて居るのであります。排日思想は國民の一部に非常に根強く植え付けられて居ります。

中支北支の戦線を觀察して歸つた福日記者の話を聞きますと敵の第一線の塹壕の中に日本で申しますれば小學校を卒業したかしないか位の少年兵の姿が非常に澤山見受けられたと云ふことでありました。又中には進歩的思想を抱懷して居ると自任する女學生の屍体も見受けられたと云ふことを申して居つたのであります。これは排日教育を受けた一部の民衆の間に於て如何に抗日乃至排日意識といふものが強烈であり徹底的に日本を憎惡して居るかといふことを如實に物語つて居る事例であります。

又支那の小學校の教科書の中には寓話を用ひまして「日本は帝國主義的侵略者である、我々は飽く迄日本に對して抵抗し日本を敵として戦はねばならぬ」といふことを小學校兒童に植えつける意味のものを澤山掲載して居るのを私は翻譯によつて見たことがあります。斯様に一つの國が

持つてゐることを考へなければならぬと思ひます。

次に私は蔣政権の背後にある赤化勢力を擧滅する事が今回の事變に依つて遂行されなければならぬ所であると考へて居ります。ところが赤化勢力といふものを徹底的に擧滅するといふことは抗日政權を擧滅すること、同様決して容易になし得るわざではないのであります。蔣介石は嘗て共產黨の力を以て自分の政權の確保、國內の統一に利用しようとして居つたのであります。しかしながら彼の西安事件後國民政府の方針は徹底的容共抗日と申しますか共產勢力と提携して日本を徹底的に排斥する方針政策に根本的に轉向して居ります。而も支那政府と致しましては今次の事變に於て多數の飛行機、彈藥、武器を日本軍の手によつて破壊され鹵獲されて居るのであります。之等をソビエツトから共產勢力の力を借りて供給を受けねばなりません。即ち支那が戦闘に於て負ければ負ける程外國の支援に俟つことが多くなり赤化勢力が國民政府の上にはびこつて參るのであります。斯様に今日既に非常な力を以てはびこつてゐる赤化勢力を完全に擧滅することは決して容易になし得ることではないと云ふことを我々は考へなければならぬのであります。

即ち今回の事變と云ふものは其の本質に於て長期にわたる性質を持つて居ることを我々は覺悟しなければならぬと思ひます。加之國民政府が昨年七月今回の事變が始りますや先づ第一に考へましたこと、申せば長期抗戦と云ふことであつたのであります。國民政府は日本は非常に資源に恵まれない國であり又國が小さいから財力が非常に乏しい従つて澤山の物資澤山の財力を必要とする近代戦が長期に亘つて行はれたならば日本は金も物も無くなつて自滅の道を辿るに違ひないと云ふことを當初から考へて居つたのでありまして、これが支那が開戦當時既に長期抗戦を標榜し一部分一部分の戦争に負けてもこれは豫定の退却なり戰略上の移動なりといふ事を常に豪語して居つた所以であります

四

更に我々が最も注意しなければならぬことは蔣介石政權が長期戦の決意を固めてゐるのは支那の國には諸外國の非常に澤山の經濟的權益が入りこんで居る關係上事變が長引けば外國が必ず嘴を入れてくるに違ひないそうすれば所謂夷を以て夷を制すと云ふ寸法で歐米列強の力を借りて日本

の勢力を驅逐することが出来るといふことを考へて居るからであります。

今回の事變が勃發致しますると共に之を繞る列強は非常に微妙な動きを見せて居ります。勿論世界の中には日本の主張及立場をよく考へて日本と提携し世界平和を指して進んでゆかうと考へて居る國もあります。歐洲に於けるドイツ、イタリアはそれでありまして所謂日獨伊三國防共協定によつて共產主義を奉ずるソビエツトロシアに對して積極的に對抗し世界平和秩序の確保に努力せんとするものであります。しかし今回の事變を繞る歐米諸列強が概して我國に對して反感を懷くか少くとも同情を持つて居らぬことは我々の充分考へなければならぬこと、思ひます。

先づイギリスは今回の事變に於て上海に於ける日本軍隊の策戦行動に對しことさらに妨害する行動を取つたのであります。これは自己の最も有力なる根據地たる上海に日本の勢力の伸びてくることを喜ばない爲であります。加之我が無敵海軍の沿岸封鎖に對して干渉すると云つたやうな行動を取つて居り又自分の勢力範圍である香港、廣東等を通じて

多量の武器彈藥を支那政府に供給してゐるといふ事實があるものであります。我々は嘗て日英同盟の誼を持つて世界大戦に参加した當時の様な感じを以て現在イギリスを眺めるわけには參らぬのであります。

又フランスはイギリスと共同工作をして居りますが自分の南支に於ける經濟權益保護又は伸張の爲に日本の軍事行動の牽制といふことをやつて居ります。

我々の殊に注意すべき國としてはロシアがあります。ソビエツトロシアと申しますと日本との間に、日露戦争以後殆ど一日と雖も眞に友好的な平和的な空氣の漂つて居りましたことがないと申して差支へないのであります。或は漁業條約改定の問題、北樺太に於ける石油利權問題、日本領事館に對する不法壓迫等々兩國の間には各種の困難な問題が山積して居る状態でありまして、又最近に於ける張鼓峯事件と云つたやうな種類のソ滿國境紛争事件といふものは一年に枚擧に追のない位頻發して居ります。然るにこのソビエツトロシアは東洋を赤化する爲の足場として支那を赤化せんと畫策して居るのであります。若し今次の事變に於て

日本が壓倒的勝利を博したならば彼は支那から手を退かなければならぬのであります。又日本の勢力が極東に伸んできればロシアは、歐洲ではドイツ、イタリア、東洋では日本に狹まれ非常に苦境に陥ることは必定であります。

五

この意味に於てロシアは戦争勃發直後からあらゆる畫策を廻らして支那の蔣政權を援けて居るのであります。或は武器、彈藥を提供したり或は飛行機及操縦者を提供したりして居る事は屢々新聞紙に現はれて居る通りであります。又軍隊を指導致しまする教官も多數供給して居るやうな實情であります。斯様に考へて見ますに事變を繞るソビエツトロシアの動向といふものは我々の最も注目しなければならぬ所であると考へらるゝのであります。

由是觀之今回の事變は其の性質に鑑み又之を繞る列強の動きに察し確乎たる決意と堅忍持久の精神とを以て之が解決に當らねばなりません。而も今回の事變の目的遂行は凡ゆる障壁を排して之を爲すべきであります。決して中途で放棄してはなりません。もし途中で放棄致しまするならば必

ずや近き將來に於て今回の事變の何倍かの規模の戦争を遂行せざるべからざるに立ち至るで有ませうし、又現在蔣政権の背後に在る諸列強と干戈を交へねばならぬかも知れませんが、斯の如く我々か又は我々の子孫が必ずや再び大きな國難に直面するであらうことを考ふるならば我々は今回の事變の長期性を充分認識して今回の聖戰の目的貫徹の爲覺悟を決めてかからなければならぬと思ふのであります。

爾つて長期戦体制下に於る我國の財政經濟状態を眺めて見ませう。我國の財政状態と云ものは各位に於て既に御承知の通り今回の事變の爲に直接軍事費として計上された豫算といふものは昭和十二年に於て二十五億の多額に上つて居りますのみならず、今年に入りましてからは實に四十八億五千萬圓といふ龐大な額に達して居ります今年度は更に一般豫算と致しまして大体三十二億程度の金が支出されることになつて居りますから本年度の支出豫算は實に八十億圓の巨額になるのであります。

我々は直接事變の爲に支出せられる金即ち軍事費が七十億と云ふ巨額に上つて居ることを考へなければならぬの

を確立して居ります、併し此の計畫は南京陥落後の事態に適應すべく樹立せられたものでありまして徐州大會戦の後事態は著しく變化して來て居るのであります、即ち最近に於て日本軍隊の戦線は二千數百料の長距離に亘つて居ります歐洲大戰當時ドイツ、フランスの國境戦線が七百九十料でありますから、従つて今次事變に於て我々は實に其の約三倍の戦線を持つて居るといふことに相成るのであります。此の新事態に對應する爲には我々は我國の物資の需給問題に付いて誠に大きな覺悟と決意を以て臨まねばならぬと論を俟たぬのであります、茲に於てか政府は本年六月二十三日閣議に於て決定せる聲明を發表致したのでございませうその聲明の要旨と云ふものは、先づ第一に軍需品の供給を確保すること次に輸出の促進を計ること第三に國內に於ける物資の消費は極力これを節約することの三つの點に在るといふことは各位に於かれましたも新聞紙上で御承知の通りであります、此の新物資總動員計畫に順應して我々は今回の聖戰の目的遂行の爲にどうしても國內のあらゆる資源を動員しなければならぬのでありまして之が爲には物資

であります。日露戦争は日本が國運を賭した大戦争で有ましたがしかし、日露戦争の爲に使はれた金は僅か十五億圓に止つて居ると謂はれて居ります。之と比較致しまして、今回の戦争は約五倍を算して居るのでありまして日本國民が今次事變に對して財政經濟の見地からしてどんなに重大な覺悟を以て臨まねばならぬかと云ふことはこれだけを考へて見ても分ると思ひます。

近代の戦争を遂行する上に於て銃後の施設中何が最も必要であるかと申しますとそれは何と謂つても強大なる經濟力であります、日本の軍隊の活動をして眞に遺憾ならしむる爲にはどうしても、我々が經濟戦に於て徹底的に優位を保たねばなりません、軍需物資の供給を非常に圓滑にやらねばならぬと考へるのであります。

六

日本に於ける物資需給の問題に付いては今年初め政府は先づ物資需給計畫を樹て生産力を擴充すると共に軍需品の供給を確保し又國內の需要に對しては出来るだけ消費の節約を計る、それと共に代用品の使用を考究するといふ方策

の統制運用を最も有效適切ならしめなければならぬのであります。而して政府はこの聲明と同時に使用制限品目を定めたのであります。其の中に鋼材と鉄鐵の二つが掲げられて居ります。

日本に於ける鋼材及び鉄鐵の需給状態に付てお話しする前に先づ近代戦争に於て一般に鐵鋼材と云ふものが、どんなに大切なものであるかと云ふことを考へて見ます。これは歐洲大戰の歴史を見ましても分るので有まして、大砲や軍艦を作るにも、タンク、自動車を作るにも、あらゆる軍用科學兵器と稱せらるゝものは凡て鐵鋼を材料として作られるのであります、しかのみならず戦争遂行に對處する爲に又國家經濟力増強の爲に國內の工業生産力を擴充しなければなりません。其の爲に必要とせらるゝ機械、器具は悉く鐵から作られて居ると申して差支へないのであります。

この意味に於て經濟力増強の爲にも、又直接戦争に使ふ武器の製造といふ建前から致しましても鐵鋼材が近代戦に極めて重要なものであることは贅言を須ひない所でありませう。

處が不幸にして日本は御承知の通り天然資源に乏しい國であります、特に鐵礦の産出は非常に少いのであります、のみならず製鉄又は製鋼能力も充分とは謂へない状態に在るのであります、従つて鋼材及鉄鐵の生産は極めて少量であります、試に昭和十一年度に於ける我國の鉄鐵の需給状態を見ますに、鉄鐵の國內總需要量は三百二十萬噸であるのに日本に於ける生産能力といふものは僅かに二百二十萬噸しかないのであつて百萬噸は海外から輸入しなければならぬやうな有様であります。又鋼材は或る時期に於ては國內の需要量の十一割と云つたやうな供給振りでありまして日本國內の需要を完全に充たして尙餘りがあるといふ状態であつたのであります、が金輸出禁止以後に於て「インフレーション」景氣が起りますと共に軍需工業を中心とする、各種工業の生産力擴充に鋼材が多量に必要とされるやうになつて現在の如く不足を訴へるといふ實情に相成つて居るのであります。

既に昭和十一年に於て我國の鐵鋼の不足が各方面の注意

であります

ところが生産力擴充と申しましても夙に政府に於て製鐵事業法を制定し鐵の増産に極力盡力して居ります其の他生産力擴充の爲にはあらゆる考慮を拂つて居るのであります、が事變前に於て既に鐵鋼鐵礦の狀態にありましたのにそれに加へて事變が勃發し鐵鋼の需要が急激に膨脹を來して居るのでありますから此の老大な需要を充たすべき生産力の擴充は到底一朝一夕には爲し得られない、生産力擴充と云ふのは寧ろ、恒久對策として考へらるべきもので應急措置としては間に合はぬ憾があります

(未完)



を煮くに至つたので有りますが、同年の春先づ鉄鐵の供給が

不足を訴へ鑄物工場が非常な困窮状態に陥つたので有ります、續いて其の年の秋から翌十二年の春にかけて鋼材の方も非常に不足する状態に相成りそれに伴はして市價も急騰を見せると云ふことになつて、遂に昨年の春になりました鐵鋼鐵礦といふ現象が見らるゝに至つたので有ります。そして昨年七月七日事變勃發と共に非常に多量の軍需用鐵鋼材が必要とせらるゝことになつた爲日本の鐵鋼材の需給關係は非常な變革を受けることゝ相成つたので有ります。即ち最近に於ける鐵鋼材の需要の急増は先づ金輸出再禁止以來のインフレーション景氣に因つて軍需工業を中心とする工業の生産力が擴充せらるゝに至つたこと、それから今お話しした戦争が勃發したと云ふことゝ二つの理由に基くものであります。

この問題の解決策と致しまして考へられることは第一に鐵鋼材の供給を増加するといふことであり、次に需給關係をどう云ふ風に規整するかと云ふことであります、先づ供給の増加の爲には二つの事が考へられるのであります、第一は生産力の擴充であり第二には輸入の増加と云ふこと

バーター・システム (Barter system)

物々交換制と譯す。

この言葉は元來太古の時代まだ貨幣が利用されず直接物と物とを交換し有無を相通じてゐた頃の經濟状態を意味してゐるのであるが、近年國際貿易の上に提唱され實行された新しい内容を有つことになつた。

その直接の原因は國際爲替の動搖、貿易の萎縮にあるので、貨幣價值の動搖が國際經濟を混亂させることがひどい爲、いつそのこと價格計算を止めて例へば棉花何俵につき綿布何ヤードとか、コーヒー何ポンドにつき石炭何トンとかいつた具合に商品の交換割合を定めて貿易を續けやうといふのである。またこの頃はある國に對し商品を買ひつけるばかりでその國のものを買はないと代金の支拂を停止される危険も多いので多少の無理をしてその國の物を買つて輸出入の均衝をはかり正貨の授受を少くするといふ遣り方も貿易全體から見ると物々交換に近いのでバーター・システムといはれる。

先日新聞に假調印が出来たと報せられてゐる日印新協定の内容にもこのバーター・システムが織込まれてゐる。即ち棉花及綿布のバーターは印棉基準數量百萬俵に對し綿布三億五千三百萬ヤードで現行協定と大差ないものであるとのことだ。

石炭購入炭今昔物語 (承前)

高 橋 隆

一、現行石炭試験法の内容

石炭類試験法内容

國有鐵道で現在實行して居る石炭類試験法は昭和七年四月達第二二二號で制定實施されたもので鐵道購入石炭及煉炭の炭質を検査するに必要な (一) 試料の採取法 (二) 水分の定量法 (三) 工業分析法並に (四) 發熱量測定法を詳細規程したるもので整然たる成文法である。科學の進歩時代の進運に應ぜんが爲に從來の原始的惡炭検査法に代り制定せられたるもので鐵道の石炭購入史上劃期的の事實で内容は左の通りであるが之が制定發布を見る迄には長年月の準備、研究並に實驗を要した次第で関係者の勞苦は永久に記念さるべきものであらう。

- 第一類、石炭
 - 第一章 試驗採取法
 - 第二章 水分定量法
 - 第三章 工業分析法
 - 第四章 發熱量測定法
- 第二、煉炭
 - 第一章 試料採取法
 - 第二章 水分定量法
 - 第三章 強度試験法
 - 第四章 工業分析法

第五章 發熱量測定法

石炭試験法中最も注意を要すべきことは試料の採取法で之が正確妥當でなければ後の操作が如何に完全無缺でも不正確に終るのである。即ち理想として試料は持込炭全部の炭質を公平に代表する様に採取せられねばならない、而して試料採取の場合に粉炭は比較的持込炭全部が均等な品質を有するに反し、塊炭及切込炭の場合は公平な代表試料を採取し難いのである例へば少量なる試料中に「ハサミ」を含む塊炭一個が混入すると混入せざるとに依り著しく試料の炭質に差を生じ又切込炭の塊粉割合を決定するにも採取する場所に依りて粉分の比較的多い所と僅少な所とあるのであるから試料の採取法に就きては深甚の注意を要するのである、試料採取法、水分定量法、工業分析法及發熱量測定法の詳細は石炭類試験法の成文を熟讀されたい。又煉炭の試験法は石炭と略同じであるが只強度試験法が定められてる點を異にする。強度試験とは煉炭が破碎して粉化する程度を試験することである。何故に煉炭には強度試験を課するかと云ふに煉炭は元來粉炭を高價な「ピッチ」と多大

の勞費を以て固めたもので其目的が粉分の絶無を期待して居り粉分になり易すぎが如きは全然煉炭製造の主旨に反し煉炭の特長を没却するからである。之は「トルカン」と稱する圓筒形の金網の筒内に煉炭約五疋(百個)を收め電動機で二分間に五十回廻轉せしめて粉化の程度を見るのである。

二、石炭試験法制定に至る

迄の過去の苦心

次に石炭試験法發達の沿革につきては第三回「炭質検査法の變遷」に於いて大略述べた通り大正十四年頃から銳意準備と研究を進め、漸次に具體化して遂に完成を見るに至つたもので之が端緒を開いたのは當時の官房研究所技師岡新六氏の努力であり之が完成を圖つたのは技師松波秀利氏の功勞であらう、而し其間にありて之が準備、調査、計畫實施等につきては微力ながら小生並に當時の部下たりし中上、鍋島兩氏の協力で所謂研究所と購買第二課との合作であつた、殊に中上氏が石炭の試料採取と分析に就きては驚嘆すべき熱心を以て研究、調査に當られ技術家も遠く及ば

さるが如き緻密な實驗、調査の結果を以て石炭試験法の制定に貢献せられたことは私の親しく目撃して感謝置り能はざる所である。

全く鐵道の石炭類試験法は研究所と購買第二課との長年間に亘る倦まず屈せざる努力の結晶として永久に記念すべきものである。嘗て松波秀利氏の御足勞を煩はし購買二課の室で中上、鍋島の諸氏と共に會議を開いたことも恐らく何十回に昇つたであらう、亦各鐵道局の用品試験所係員と經理課關係係員の上京を求め濱松町の研究所で石炭分析法統一の會議を開き記念撮影を採つたのも過去の夢となつた

三、昔の分析に關する規定

今現行石炭試験法の基礎とも云ふべき大正十四年六月經理局長と運輸局長の連名で各鐵道局長へ通達した「石炭分析試験法施行に關する件」及右制定理由書を掲載して今日の石炭類試験法と比較すると實に隔世の感あるを明らかにしよう。

尙當時の次官は青木周三氏、經理局長は十河信二氏、運輸局長は玉橋氏、官房研究所長は那波氏、購買第二課長は

伊藤勘助氏であつたと記憶する。

石炭分析試験法施行に關する件

一、分析資料採集の場所を分ちて左の通りとす

甲、坑所納石炭につきては左の區分に據る

イ、門局管内坑所納石炭中戸畑送りの石炭は戸畑に於て其他のものは一炭種に付き適宜の到着機關庫に於て檢炭の際資料を採集するものとす

ロ、札局管内坑所納めの石炭は岩見澤檢炭所並に釧路倉庫に於て檢炭の際資料を採集するものとす

ハ、東局管内坑所納めの石炭は綴倉庫に於て檢炭の際資料を採集するものとす

乙、場所納石炭に就きては各貯炭場に於て資料を採集するものとす

丙、機關庫に於て試焚施行の際には該試焚（標準炭とも）炭中より資料を採集するものとす

二、分析資料採集の方法

イ、坑所納石炭並に試焚用炭よりの資料採集方法は
大正十三年八月公報注意機關庫に於ける資料採集方

法に關する件第一項乃至第三項註参照による

ロ、場所納石炭は納入石炭を檢炭する場合供試炭中より資料を採集し前項の方法に準じ分析資料を採集すべし

三、分析資料發送の度數及方法

前記の方法により坑所納及場所納石炭より採集せる分析資料は八月以降より隔月一回試焚用炭より採集せる分析試焚は試焚の都度官房研究所大井石炭試験所大崎驛止宛番號を附して送付し分析を申込み其際其番號炭名種類採集場所名送付月日採集月日を附し第一項丙の場合は運輸局運輸課長に其他の場合は經理局購買第二課長に報告すべし

四、石炭試験所にては前記の分析資料を受領せるときは特別の場合を除き到着順によりて試験を施行し其成績は其都度經理局長運輸局長及申込個所に報告すべし

(註)

大正十三年八月公報注意機關庫に於ける資料採集方法に關する件第一項乃至第三項は次の如きものである（第三不

要につき略す）

第一、試料は該石炭全體の平均代表たるべく各炭種毎に配給を受けたるとき成るべく速かに炭車より取卸し其の上中下各層各部分より上下五に重合せざる様一シヨベル宛（一シヨベルは約七疋）約五百疋を採取す

第二、前項に依り採集したるものは之を平滑なる盤上（鐵板、帆布板敷或は混凝土床）に擴げ大塊は左記の試料重量に對する毎に之を基準破砕度に準じ四割二分法に依り逐次減量し最後の四乃至八疋を以て試料とす

試料重量に對する炭塊の基準破砕度
試料重量(疋)炭塊及不純物の最大粒(耗)

五〇〇以上

二五

二五〇

二〇

一二五

一三

六〇

七

三〇

五

『石炭分析試験法施行に關する件』

制定理由書

從來石炭の分析は運輸局運輸課係員機關庫に出張の際又

は購買第二課係員炭礦へ出張の際見本に採集して大井試験所に送附し試験するに過ぎず従つて一炭種に就き分析の度数は一ヶ月間僅かに一回又は二回に過ぎず依つて斯くして得たる分析試験の成績を以て納入石炭の炭質を判断するは頗る危険なるの感あり

當局昭和石炭に一割方引下げ命令

懸案の炭價引下げ問題に關し商工省では輸出入品等臨時措置法に基づき九月一日附をもつて商工大臣名による處分命令をもつて昭和石炭株式會社に對し發したが右は山元炭價につき約一割方の引下げを斷行せんとするものである、また炭價形成上重要な要素たる輸送費についても鐵道省と協議を進めてゐる、なほ注目すべきは標準炭價および標準販賣價格を銘柄別に決定せしめ昭和石炭をしてこれを公表せしめると同時にその加盟各會社にも公表せしめることにより炭價の公正と監督に完璧を期してゐる點である、この外昭和石炭外のアウトサイダーたる日産化學、早良鑛業、

故に別紙の如き案を制定し納入炭種の全部に亘り規則正しく炭種隔月一回の割合を以て分析試験を實行することを得ば其成績も大に信頼するを得べく炭質の査定と納炭監督上資する所大なるべきものと信ず (續く)

新美唄鑛業、松浦鑛業、昭和鑛業、東幌内鑛業、茅沼炭鑛諸會社に對しては右處分命令に對應し炭價引下を行はしめるため、適當なる措置を講ずるよう臨時物資調整局小金第一部長の名で通牒を發した、右處分命令の内容左の如し

- 一、昭和石炭株式會社株主炭に關しては同社の定むる標準炭價につき左の通りの引下げを行ふこと(1)塊炭トン當り一圓五十錢程度(2)中小塊炭トン當り一圓程度(3)粉炭トン當り九十錢程度
- 二、前項の標準炭價に適當かつ公正なる輸送費を加へ各主要消費地に於ける標準販賣價格を決定せしむること

三、標準炭價および標準販賣價格は銘柄別にこれを決定し昭和石炭株式會社において公表すると、もにその株主として公表せしむること

一般に好評

別項の如く昭和石炭に對する炭價一割方引下げの處分命令の發動によつていよいよ商工省は懸案の炭價問題の解決に乗り出したがこれに對して各方面とも大體好感を示してゐる即ち

大口消費者筋ではもちろん今回の引下げ程度では満足してゐないが關係方面が反省して四角ばらずに互譲して行けば炭價は落着くところに落着くのであつて現在ではこれよりほかに方法はあるまい、ただ希望をいへば粉炭の引下額がすくないこと、また販賣者側では今回の引下げは市價に比して六分見當であり最近は各方面の統制が徹底して見越買ひ、賣惜みなどの弊が追ひ／＼なくなりそのため約二割方も石炭が減じてゐる折柄でもあり値下げによつて大して市場の動搖を來すこともあるまい、たゞ問題は現在でも値上り傾向を改めない京阪神運賃の統

制如何だけであると見てゐる、また鑛主側でもこの程度の引下げによつて直ちに採炭の操業に影響を來すといふことも豫想されず、ただこれによつて中小炭坑同士の合併あるひは大資本系統への吸集が策されることにならう以上の如く各方面を綜合するに一般に好評であるがもちろんこの度の處分命令は懸案の炭價問題解決の第一歩でこの影響が一段落すれば第二次、第三次の手段がとられ商工當局の出入方を注視してゐる

○世界の金銀產出高 金は年額約十五萬貫で金額に見積ると凡そ八億圓位、そのうち七割は英國の領地から出ます日本では全部の約五十分の一に當る三千貫ばかりしか出ません。銀の方は年額約二百萬貫、その約三割は米國から約四割はカナダから出ます。日本は僅かに全產額の七十分の一です

○國旗の由来 天照大神は日の神にましまし、我が國は日本即ち日の本を以て國號としてゐる位で、日章を以て國家を表象することは遠く神代にその原因があるのです。以來時代々々により旗印にこれを用ひたこともありましたが公式には今より七十九年前安政元年七月に、徳川幕府は日章旗を日本國總船印と定め續いて十年後の文久三年八月にはそれを一般御國標とすべしとの公達があつて日本國旗となり、明治の新政府となつてからの明治三年一月には太政官令によつていよいよ正式の決定を見ることになりました

標準炭價を公表

——九月十二日昭和石炭から提出——

公定價格と同一效果

昭和石炭では従来一般に炭價を公表せず、これがため一部から非難されてゐたが、高物價政策から過般商工省は昭和石炭に對し炭價引下げおよび標準炭價公表に關する命令を發した、よつて昭和石炭にあつては標準炭價の決定に關し

慎重研究の結果、加盟各社別銘柄につき格付表を作成するにいたつたのでこれに炭名別の表示カロリー明細表を附して十二日昭和石炭澤田常務は商工省に出頭、これを提出した、しかし今回發表された標準炭價は従来昭和石炭が實施して來た一等、二等、三等品の分類方法を更に細分して十二級品とし粘結性、熔融點、カロリーなどを考慮し格付炭價を決定したものである、一般市場値段はこれに運賃諸掛りを加算したものとすから一種の公定價格の實現を見たのと同様の效果を齎すもので石炭が全産業の基礎的素材

であるだけにその意義は極めて重大である、なほ今回の炭價公表を機會に塊炭と中小塊炭は全く同値となつた、標準炭價内容は左の通り——九月一日現在(單位圓)

等級	塊および中小塊炭	粉炭
一	一六、四五	一五、〇五
二	一六、一〇	一四、七〇
三	一五、七五	一四、三五
四	一五、四〇	一四、〇〇
五	一五、〇五	一三、六五
六	一四、七〇	一三、三〇
七	一四、三五	一三、〇〇
八	一四、〇〇	一二、六五
九	一三、六五	一二、三〇
十	一三、三〇	一二、〇〇

十一 一三、五五
十二 一三、〇〇

二、五五
格外

九州地内賣炭標準炭價 (貨車着値段)

(内地賣炭標準炭價に同じ)

北海道陸上賣炭格付および標準炭價表

(基準市場基準驛貨車着値段、釧路炭を除く)

等級	塊炭	中小塊炭	粉炭
一	一六、〇〇	一五、五〇	一三、八〇
二	一五、五〇	一五、〇〇	一三、三〇
三	一五、〇〇	一四、七〇	一三、〇〇
四	一四、八〇	一四、三〇	一二、八〇
五	一四、四〇	一三、九〇	一二、三〇
六	一四、〇〇	一三、五〇	一二、〇〇
七	一三、六〇	一三、一〇	一一、六〇
八	一三、二〇	以下格外	以下格下
九	一三、〇〇		
十	一二、一〇		
十一	一一、三〇		
十二	一〇、八〇		
十三	一〇、〇〇		

備考 治金粉炭一四、三〇

宇部炭標準炭價表 (宇部港甲板渡値段)

等級	塊炭	粉炭
一	一六、五〇	一三、一〇
二	一六、〇〇	一二、八〇
三	一五、五〇	一二、五〇
四	一五、〇〇	一二、二〇
五	一四、五〇	一二、〇〇
六	一四、〇〇	一一、七〇
七	一三、五〇	一一、四〇
八	一三、〇〇	一一、一〇
九	一二、五〇	一〇、八〇
十	一二、〇〇	一〇、五〇
十一	一一、五〇	一〇、二〇
十二	一一、〇〇	九、九〇
十三	一〇、五〇	九、六〇
十四	一〇、〇〇	九、三〇
十五	九、五〇	九、〇〇
十六	九、〇〇	八、七〇
十七	八、五〇	八、四〇
十八	八、〇〇	八、一〇

常磐炭標準炭價表 (坑所乗せ値)

等級	塊炭	中小塊炭	粉炭
一			
二			
三			
四			
五			
六			
七			
八			
九			
十			
十一			
十二			
十三			
十四			
十五			
十六			
十七			
十八			

等級	塊炭	若松
一	一六、五	一五、五
二	一五、五	一五、五
三	一五、五	一五、五
四	一五、五	一五、五
五	一五、五	一五、五
六	一四、五	一四、五
七	一四、五	一四、五
八	一四、五	一四、五
九	一四、五	一四、五
十	一三、五	一三、五
十一	一三、五	一三、五
十二	一三、五	一三、五
十三	一三、五	一三、五
十四	一三、五	一三、五
十五	一三、五	一三、五
十六	一二、五	一二、五
十七	一二、五	一二、五
十八	一二、五	一二、五
十九	一二、五	一二、五
二十	一〇、五	一〇、五
廿一	一〇、五	一〇、五
廿二	九、五	九、五

等級	門司	若松
一	一七、〇	一七、〇
二	一八、五	一七、五
三	一七、〇	一七、〇
四	一七、〇	一七、〇
五	一七、〇	一七、〇
六	一六、五	一六、五
七	一六、五	一六、五
八	一六、五	一六、五

等級	門司	若松
一	一七、〇	一六、五
二	一六、五	一六、五
三	一六、五	一六、五
四	一六、五	一六、五
五	一五、八	一五、八
六	一五、八	一五、八
七	一五、八	一五、八
八	一四、五	一四、五

焚料標準炭價表 (甲板渡値段)

備考 中小塊炭は一級品なく他は塊炭と全部同値

鑛物増産に伴ひ

坑木需給統制を實施事項

長期戦下諸工業の原動力たる石炭鑛業の増産強化に伴ひ杭木の統制實施を前にして農林省山林局の民有林間伐材販賣斡旋特別委員會に於ける杭木配給統制實施の決定事項は次の通りである

△第一、杭木價格決定標準

- 一、杭木の長さの標準は五尺、六尺、七尺及八尺とし延寸を附せざるを原則とす、太さの標準は末口徑二寸以上五分上りとす
- 二、杭木の取引單位は本を以てし其の價格は長さ五尺、六尺及七尺末口徑二寸乃至五寸五分の松丸太の鑛山所在地最寄驛(又は港)渡一石當りの價格を標準とし常盤、山口、九州の各地方別に一本當りの價格を算定す
- 三、長さ八尺の松丸太の一石當價格は前號の一石當りの價格の五分増とす
- 四、松丸太にして末口徑六寸以上のもの、一石當り價格は

各前號により算出したる一石當りの價格の二割増とす

五、杉丸太に於ては末口徑四寸以下のもの、價格は之を松丸太の價格の二割増とす

六、扁柏丸太に於ては末口徑四寸以下のもの、價格は之を松丸太の價格と同一とし末口徑四寸五分以上のもの、價格は之を松丸太の價格の四割増とす

七、杭木は荒皮の剝皮をなしたるものとす、剝皮せざるものに在りては其の剝皮に要する費用を價格より控除す

八、檢尺方法は末口最短徑に於て之を行ひ五分止とす、但し末口の正當ならざるものに在りては最狹部に於て直徑の檢尺をなすものとす、材料計算は末口徑の自乗に長さに乗して算出し石以下第四位に止め第五位以下四捨五入す

九、國有林間伐材に在りては從來の拂下例に依る

△第二、基礎價格

基礎價格は特別委員會に於て追て具體的に決定するものとし差當り山林局の内示價格に依るものとす

△第三代金決済方法

契約は府縣山林會と各鑛山會社とが一年度一契約を締結し引渡しは適宜分割して行ふ、手附金は毎回の引渡しの前に其引渡數量に對する價格の五分の手附金として鑛山

會社より山林會に支拂ふ、代金は毎回の引渡し後に其の引渡數量に付決済す

△第四、配給數量の決定

各會社は山林局内示價格による樹種別買入希望數量を山林會聯合會に提出し聯合會に於て具體的の區域別配給數量を決定す

石炭配給統制規則公布 十月一日から實施

商工省は先に商工大臣の處分命令を發して石炭の價格の引

下を行はしめたが、時局の情勢に鑑み石炭の需給調整を確保するため、今般さらに輸出入品臨時措置法第二條に本つき石炭配給統制規則を制定、十九日付官報をもつて公布十月一日から施行することとなつた、その規則の要點は次の多し

一、軍需および特殊民需（重油の轉換、陶磁器製造などの如く時局産業の生産力の維持ならびに擴充を目的とする

需要）への供給確保をなすこと

二、製鐵用、銑鐵鑄物用コークス及びガス製造用原料炭の配給を圓滑化し、かつ産業分野における緊急不可缺の需

要に向ける供給を確保すること
三、外地ならびに外國から輸入する石炭についても軍需ならびに原料炭に振向けるものは内地同様その配給を政府の許可主義の下に統制すること

四、内地原料炭の配給統制組織については配給炭を除く原

料炭は昭和石炭會社をして石炭割當證明書を發行せしめ切符制で統制事務を行はしむ

この配給計畫は石炭配給統制協議會で大綱を定め商工大臣が指示しこれに本づいて石炭割當證明書を發行するのである、しかしこの切符制度はガソリンの如く現品と引換にするものでなく割當證明書によつて賣買契約を結ぶ仕組みである、また原料炭のうち配合炭に振向け使用される高島炭、芳野浦炭、江迎炭などについてはその販賣を特に商工大臣の許可を要することとして配給の統制をする

五、石炭の配給統制の實施と、もに配給調整上必要な供給方法、貯炭についても必要な命令をなし輸送、貯炭なども合理化する

石炭配給統制規則

第一條 石炭の生産業者または販賣業者は商工大臣の許可を受くるに非れば別表第一號に掲ぐる石炭を販賣（本則施行前になしたる契約による引渡しを含む、以下同じ）することを得ず

第二條 石炭の生産業者または販賣業者前條の許可を受けんとする時は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を商工大臣に提出すべし

一、種類、販賣數量および價格二、販賣先および販賣先における用途三、納期および納入場所

第三條 石炭の生産業者または販賣業者は商工大臣の指定するもの、發行する石炭割當證明書と引換にあらざれば石炭を使用するものに對し別表第二號に掲ぐる石炭を販賣することを得ず、但し左に掲ぐる場合はこの限りに非ず

一、次の各號の一に該當する石炭を販賣する時（イ）御料品（ロ）軍用品（ハ）製鐵用若くは銑鐵鑄物用コークスマたはガソリンの製造用原料として適當ならざるもの二、天災、地變その他已むを得ざる事由ありたるにより石炭割當證明書によることを得ざる時

第四條 石炭の使用者は第一條または前條の規定により買受けたる石炭を他人に譲渡することを得ず、但し特別の事情により商工大臣の許可を受けたる場合はこの限りに

あらず

第五條 石炭の製産業者または販賣業者は別表第十號または第二號に掲ぐる石炭につき左に掲ぐる事項を記載したる帳簿を備へおくべし

一、生産または購入したる石炭の種類別數量および價格、約定および受入の年月日ならびに購入先の氏名、名稱および住所二、販賣したる石炭の種類別、用途別數量および價格、約定および引渡の年月日、引渡場所ならびに販賣先の氏名、名稱および住所三、毎月末における種類別貯炭數量

第六條 商工大臣石炭の需給を調整するため特に必要ありと認むる時は石炭の生産業者または販賣業者に對し石炭の供給先若しくは供給方法、供給する石炭の種類若しくは數量または貯炭につき必要な命令をなすことあるべし

第七條 商工大臣必要ありと認むる時は當該官吏をして石炭の生産業者または販賣業者の帳簿その他の検査をなさしむることを得、地方長官必要ありと認むる時は當該官吏をして石炭の販賣の帳簿その他の検査をなさしむるこ

とを得

第八條 石炭の生産業者または販賣業者、石炭割當證明書と引換へに石炭を販賣したる時は遅滞なく石炭の販賣先種類別、數量および價格ならびに引渡しの年月日を當該石炭割當證明書を發行したるものに報告すべし

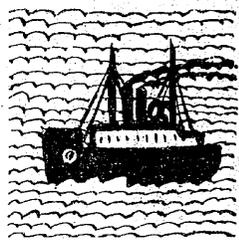
〔附則〕 本則は昭和十三年十月一日よりこれを施行す

〔別表〕 第一號—高島炭、崎戸炭、鹿島炭、芳野浦炭、江迎炭、江里炭、矢岳炭、平田山三坑炭、權現山無煙炭、魚貫無煙炭、塔路炭、撫順炭、本溪湖炭、北票炭、密山炭、北樺太炭、大同炭、開平炭、中興炭、井陘炭、その他支那より輸入する石炭、佛領印度支那炭

第二號—夕張炭、平和炭、空知炭、新夕張炭、眞谷炭、大夕張炭、茂尻炭、砂川炭、歌志内炭、上歌志内炭、新歌志内炭、嘉穗炭、平山炭、吉隈炭

別表以外の原料炭で左の炭名に該當するものは本規則に準じて取扱を受くべきものである

上山田炭、鯉田炭、飯塚炭、三井山野炭(杉谷炭)、大島炭、大浦炭、東松島炭、忠隈炭、潜龍炭、下山田炭、目尾炭、天道炭



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

チエツコ對ドイツを繞る歐洲政局の不安によりその成行は一般の注視する所となり、爲に荷動きはその影響か活氣なく當分は靜觀を續けてゐる。東洋方面の市況は最近の倫敦市況硬化の影響により堅調を示し、船主はフリー船の少いことにより更に高唱への氣味であるが結局は局部的の回復であり、全般的の好轉は前途遙遠であり未だ菟荷の増加を見ず不振状態である。

ロ、近海

北洋材の積取も終期が切迫し、カムチャツカ漁業引上も

期に當面すれど船腹は依然拂底を續けてゐるため適船の手當難は一向に緩和されず荷主も船腹の獲得運動が徒勞に歸する場合が多い故、こゝ暫くは形勢を觀望してゐる。従つて商談は閑散を極めてゐる。遠洋よりの大型船の近海への引揚は國策上排斥すべきである。そこで統制委員會では小型備船料の再取引を行ひ、石炭の日本海岸揚にも標準率を制定する等によりて漸次に國策に順應する自主統制の強化に努めてゐる。將來は輸送の圓滑を期し配船の統制にも着手せんとしてゐる。但し現在の處、近海航路の船腹拂底はなほ續くものと豫想せらるゝ故に、この上の運賃引下げは當分の内見込みなき状態なり。

ハ、石炭

運賃は太平洋、日本海岸共に主要航路は標準率が制定され、標準航路以外の各方面も之に準據して運賃も抑制されて居る爲に市場は閑散である。然し運賃は最近殆んど動かす若松—京濱揚は標準率に従ひ二十錢増の四圓八十錢見當である。

最近の成約運賃は若松より

仕向先	今月中旬	前月中旬
京濱	四・八〇	五・〇〇
川崎	五・〇〇	五・四五
伊勢灣	四・三〇	四・八九
大阪川入	二・九〇	二・八〇
敦賀	四・〇〇	三・九〇
仁川	三・二〇	三・四〇

(九月十四日迄の海運特報に據る)

二、帆船運賃

石炭需要期に際し、近海航路の汽船の船腹拂底、及び九月の天候不順並に舊盆の國元歸港帆船が未だ就航せざるに伴ひ、帆船運賃は依然強調にして今後續騰の見込なり。九月は前月に比し幾分昂騰を示した。本月分協定運賃は八月に比し三錢乃至拾錢方昂騰した。

協定運賃は次の通り

九月若松港協定運賃表

若松石炭荷主聯合會
(單位一噸に付)

仕向地	運賃 前年同期	仕向地	運賃 前年同期
和歌山縣	三・四〇	和歌山	三・三〇
由良	三・四〇	和歌山	三・三〇
大阪府	三・三〇	吉見	三・三〇
樽井	三・三〇	岸和田	三・三〇
佐野	三・三〇	大阪	三・三〇
堺	三・三〇		
兵庫縣	三・三〇		
尼ヶ崎	三・三〇	西ノ宮	三・三〇
神戸	三・三〇	洲本	三・三〇
明石	三・三〇	江井ヶ島	三・三〇
二見	三・三〇	別府	三・三〇
高砂	三・三〇	會根	三・三〇
木場	三・三〇	磨根	三・三〇
網干	三・三〇	那波	三・三〇
相生	三・三〇	赤穂	三・三〇
岡山縣	三・三〇		
片上	三・三〇	牛窓	三・三〇
鹿忍	三・三〇	岡山	三・三〇
岡山川入	三・三〇	宮ノ浦	三・三〇
幸西	三・三〇	小串	三・三〇
彦崎	三・三〇	宇野	三・三〇

玉	二・五	日比	二・五
田ノ口	二・六	味野	二・六
玉島	二・五	笠岡	二・五
廣島縣			
福山	二・五	福山川入	二・五
鞆	二・五	因ノ島	二・五
尾ノ道	二・五	糸崎	二・五
三原	二・五	竹原	二・五
阿賀	二・五	吳品	二・五
廣島川入	二・五	宇品	二・五
山口縣			
岩國	二・五	今津川入	二・五
三田尻	二・五		
徳島縣			
徳島	三・九	小松島	三・九
撫養	三・九		
香川縣			
小豆島	二・五	高松	二・五
林田	二・五	坂出	二・五
丸龜	二・五	多度津	二・五
觀音寺	二・五		
愛媛縣			
川ノ江	二・三	西條	二・三

○陸軍の三長官 陸軍の三長官といふのは陸軍大臣參謀總長及び教育總監を云ふのです。別に三長官とか三長官會議とかいふのは官制にもありません。従つて公式な名稱ではありませんが、地震内閣即ち大正十二年九月に成立した第二次山本内閣の陸軍大臣田中義一、參謀總長河合操、教育總監大庭二郎の三氏が同期生で非常に仲がよかつた。それが爲に田中陸相は、陸軍に關する重大問題は常に此の三人で相談したことから發達して、それ以來後任陸相の推薦其の他陸軍の重大問題は所謂三長官が協議する實例となつたのです。然し現在では、閑院參謀總長宮殿下に御相談申上げるのは長いから陸軍三長官會議と云へば陸相、參謀次長、教育總監が會合することになつてゐます。海軍に於ては陸軍の長官會議の如きものはない、たゞ海軍大臣が重大問題を解決せんとするに際しては、軍令部總長の宮の御承認を経ることにしてゐるのであります。

炭價引下は

生産力擴充に悪影響

大阪工業會が懇談

商工省では去る一日輸出入臨時措置法に基
づき各種産業の基礎原料たる石炭の價格が
最近昂騰したのに鑑み石炭の販賣價格の引
下げを昭和石炭に對して命じたが、石炭問
題につき研究を進めつゝある大阪工業會で
はさきに當局に對して石炭問題の根本的解
決策としては炭價引下げの如きことは却つ
て生産力擴充に悪影響を及ぼすものであり
基本的機軸の整備を行はなければ燃料國策
を誤らせるものである旨を答申してゐるが
今回の炭價引下に對して之が及ぼす影響
の甚大さを豫想して来る五日正午より理
事會を開き、特に昭和石炭大阪支店長川
勝庸吉、住友炭礦常務島正司の兩氏を招
き商工省の引下げ命令發布の経路並びに生
産力擴充に及ぼす影響につき懇談、更に

北海道石炭の運賃引下げ問題等も協議す
るこゝになつた。
(日刊工業)

炭價引下額は

標準値の七分見當

昭和石炭では一日附を以て商工省より山元
炭價の引下命令を受けたが、これに對し大
體左の如き解釋を下してゐる

- 一、値下額は昭和の標準値の七分見當であ
る
- 一、昭和の標準値とは山元原價に運賃諸掛
りを加算した港頭渡(主として室蘭、小
樽、若松)における炭價であつて山元原
價ではなく、引下げはこの港頭渡に對し
てである
- 一、發表になつた標準炭價引下額はスポット
ト(出來扱)にのみ適用するもので、一
年物、六ヶ月物等の如き長期契約には適
用しないものと考へる、理由は運賃の先

物契約が困難なためである

- 一、塊炭、中小塊炭、粉炭の各一、二、三
等を一律に引下げるときは下等炭への影
響が大きい
- 一、炭價は引下げて増産計畫は一日も運
滞出来ない現状であるから、鐵鋼、坑木
の配給、勞働力の補給に對し考慮を求め
る。而して昭和では近日中に約五百種に
上る銘柄別炭價を商工省へ提出すること
になつてゐる

なほ炭價抑制は遂に根本的な措置を見たが
特に炭價に影響する海運賃は暴騰してゐる
ためこれが引下げと、消費者に渡るべきは
廿二圓の標準値が四十圓見當に騰貴してゐ
る家庭用炭における中間商の統制が問題に
なるものと見られる
(中外商業)

ゴム輸入制限で

福鐮局に緩和方陳情

ゴム輸入制限及び綿糸配給統制によつて本
年はじめより各炭礦の石炭運搬作業に使用
するコンベヤーベルトは不足を告げ最近配
給統制の強化により納入は遅延するも、も
に漸次入手難に陥り各炭礦の運搬作業に恐
慌を來しつゝあるがコンベヤーベルトは一
定の壽命があり取換を必要とするためこの
狀況が永續すれば出炭不可能となり各炭礦
はその前途を憂慮しコンベヤーベルトによ
らざる運搬方法の改變も諸材料の入手難の
ため到底不可能であるためコンベヤーベル
トの圓滑なる配給について特別の考慮あり
たき旨崎戸炭礦はじめ各炭礦より福鐮局に
書類をもつて陳情に及んだので福鐮局では
物資調整局長菅宛右の趣を上申した
(日本礦業)

炭價値下げに

伴ふ統制の影響

採算不引合も出る?

昭和石炭會社系大手筋各礦業會社の炭價一

割値下げは同支店管内九州炭界に相當大き
な影響をもたらしたが、出炭年額約二十万
トン、價格約三億圓と見てもこの一割の値
下げは大きいので採算不引合の炭坑も出て
來るものと見られる、しかし長期契約を除
き現物取引に適用されたため差當り實際
にこの何割か引下げ取引され明年年度から
は總出炭額に適用されること、ならうこの
炭價統制の徹底策として銘柄別の炭價表示
となり、従つて規格統一に着手されるべく
第二次的には特殊炭の共同販賣機關の設置
仲買人の整理統一、輸送機關の賃金統制な
どが考へられるが

すでにこれが對策策として若松港の機船、
帆船、解船の回漕問屋の商業組合の設立、
一方船主組合の結成が發起され自家擁護と
營業の合理化が計畫され石炭の統制は取引
上の諸機關に大變革を招來せんとしてゐる
炭價市況は千差万別であるが大手筋標準炭
價は左の通り

- 六千五百カロリ内外、トン當り塊炭十七
圓▲同中塊十六圓六十錢▲同粉炭十六圓
五十錢▲微粉炭十一圓▲並粉炭(洗澱粉)
三圓五十錢▲六千カロリ、トン當り十四
圓▲五千カロリ十二圓
(大毎)

若松驛石炭操車場

移轉は決定的

若松驛石炭操車場移轉は時局下における
石炭輸送の重大性より搬出能率向上急務と
いふ國策線上に副ひ若松市並に各炭礦業
者に石炭操車場移轉實現の期程が決
定的のものとして鐵道省改更課技師立花
次郎氏の實地視察により齎された

立花技師は廿四日日本省技術陣の最親をす
つて來若し田中若松驛長その他の案内で現
操車場並に藤木の移轉先及管内を具に視察
し夕刻下關へ向つたが立花技師は語る
大體の設計は完成してゐるので實地を視
察に來た譯だ、現在の操車場では年間僅
かに七百五十萬噸程度の輸送能力しか
なく、これでは將來危険な招來することに
なるので本省でも急遽對策を講ずること
になつた、費用は百四十萬圓程度のもの
と聞いてゐるが附帯工事をも合すれば二
百萬圓以上の工事となる管で來春の議會
の承認を経て直ちに明年四月着工、十六
年一杯で竣工の豫定で年間一千萬噸の積
出しを目標として居り少くも現在の六
割増しの出炭能率を擧げることが出来る

答だから筑豊炭に取つては大きな福音となるわけである、尙移轉に伴ひ港内の石炭積込設備にも大改良を加へればならぬので着工二年目頃になれば更に百萬圓程度の工事費がいるだろう、又關門隧道はその後も順調に進んで居り直接關係した者の一人として非常に喜んでゐる明日(廿五日)隧道を見せ貰ふことにしてゐるが何か懐かしい氣持で一杯です(福日)

不明契約絶滅に

統制を擴大

船腹不足に因る近海運賃の昂騰抑制に關しては海運自治統制委員會の手で逡信當局の意圖に副ふ自治統制が勵行されてゐるが物動計畫の見地から特に重要な石炭の運賃に就いて更に統制範圍を擴大することに、即ち標準運賃たる若濱及び室濱運賃は既に八月一日より改正され、次いで九月一日より室蘭阪神、小樽横濱、小樽阪神、釧路横濱、釧路阪神、若松伊勢灣等の運賃が決定されたが、統制の完璧を期する上から更に近接及び未決定の積荷地、荷揚地に關して細目運賃を決定し、統制の抜け道を

塞ぐと共に不明なる運送契約の絶滅を圖る方針で、既に具體的検討に着手、七日開催の海運自治聯盟月例理事會に於いて逡信當局に中間報告を行つた、なほ自治統制委員會では石炭のみならず漸次他の重要物資に就いても細目運賃を決定公表する方針である。(九州日報)

鑛山物資不足に

代用品使用

石炭山をはじめ各金屬山は物資配給統制の強化によつて機械類及び諸材料は缺乏し新規手當も困難を告げるに至り増産計畫支障を生じ機械類及び諸材料の配給緩和方について逡信方を福岡鑛山監督局へ陳情するも日に數件に達してゐる、福岡局に於いても鑛山用の機械器具及び諸材料について配給の圓滑については充分努力を拂つ、あるも時局下に於ける物資の配給不圓滑は避くべからざるものあり又鑛山自身に於いても物資の缺乏に對處するため廢品の再利用及び代用品の使用等の研究によつて窮すれば通ずる道を自力によつて開拓しつゝ、あるものもあるに鑑み福岡局では管内の全鑛山に

對し物資不足の對策の一として管内各鑛山の技術者代表と懇談會を十月開催し各鑛山に就いて實行せる廢品再利用及び代用品使用の智識を交換し全鑛山に代用品使用運動を展開すること、なつた尙鑛山に於ける代用品の使用は重油爐のコークス爐代用、風管のゴムバンドのボール紙代品等利用されてゐるが物資の不足は各種機械類、ゴム製品、重油、揮發油、銅線、釘類、坑木、ヒルタークロス等各方面に及んでゐるため代用品研究懇談會の開催は業者期待をもつて迎へられてゐる。(九州日報)

登録船二百八十隻

關西以西に亘る石炭輸送機帆船
若松重油規正組合より事業開始

若松港關係の船舶燃料統制對策として生れた若松石炭類輸送用機帆船重油規正組合の登録船は八月末日現在で九州、四國各縣、廣島、山口、鳥取、島根、岡山愛知、和歌山、大阪、兵庫の關西二十府縣にわたり三百八十四隻に達したので組合ではいよいよ十一月分より登録船の重油申請量を取經め各府縣に請求し組合事業を開始することに

重油使用申請量の十一月分福岡縣だけの分でも四十七萬餘リットルである、登録船は石炭輸送先を扱商店で證明して貰ひそれに要する重油購買券の交付を組合より受けて石炭輸送船の燃料油を買ふもので機帆船用油賣りの全關西總元締たる同組合事務所(若松石炭商組合事務所)ではシーブンを前に頗る活氣を呈してゐる開業早々殺到する登録船は將來七八百隻ののぼる見込みで全國各府縣に組合、支部を設置する豫定で先づ福岡支部を設けた(大阪朝日)

石炭運賃更に

六種標準率決定

石炭運賃に關して海運自治統制委員會は商工省の炭價抑制方針に副ふて從來の若松一横濱および室蘭一京濱の二標準率以外にさらに地域的細別レートの設定を考慮し去る廿九月以來それを協議してゐたが、その決定率に對する逡信省の諒解も成つたので廿一日午後次の如く新たに六種の標準率を發表した(單位錢)

石炭標準運賃

若松	伊勢灣	四〇〇
室蘭	阪神一港	五〇〇
釧路	横濱	五〇〇
小樽	阪神一港	六〇〇
小樽	横濱	六〇〇
小樽	阪神一港	七〇〇
若松	横濱	四〇〇
室蘭	横濱	四〇〇

なほ從來の二標準率は左の如くである
(大毎)

昭和炭社長仲買業者に要望

最終炭價引下

燃料國策の重要性に鑑み商工省ではさき昭石炭に對し塊炭一圓五十錢中塊炭一圓粉炭九十錢方の引下を見て下級品を混炭すること考へられるので斯る不正行爲に對し政府では經濟警察をもつて取締の方針でありこれをもつてしてもなほ取締困難なる炭業者の手を經るため石炭の最終價段は昭和の標準價段をはるかに上廻る現狀に鑑み昭和石炭古田社長はこの程東京地方を始め大阪、神戸、名古屋の石炭仲買業者に對し今回炭價の引下の主旨を説明し石炭の

最終價段を昭和石炭と同様塊炭一圓五十錢中塊炭一圓、粉炭九十錢方引下げる様要望仲買業者の自戒を求めたるに對し業者もこれを諒として善處の旨を約し、而して業者は値下の點に就いてこれに協力することは云へ從來のやり口から見ても下級品を混炭すること考へられるのでかかる不正行爲に對し政府では經濟警察をもつて取締の方針でありこれをもつてしてもなほ取締困難なる場合には最終小賣價段の公定制を實施する意向である。(九州日報)

炭業は數社制實施

北支を六區域に分つ

北支開發會社の傘下に設置さるべき炭礦企業ならびにその經營については先般來中央現地間にしばしば折衝が重なられ現地側に於てもその後慎重検討されてゐたが、北支開發子會社の原則たる一業一社制を炭業にも適用することは急速かつ全面的開發を主眼とする北支の企業に副はない點が多いので北支および蒙疆の全地域を鐵道線を中心として左記ブロックに區畫、一業數社制にし急速なる開發を進めることになり近く

當局關係者が子會社案にも急遽上京の上、中央當局の諒解を求めるとなつたが各炭礦の資本構成については目下のところ大同炭礦を除いてはまつたく未定で、今後中央において内地業者と折衝のうへ正式決定を見ることとなつてゐるが、現地最後案として決定を見た北支開發の炭礦プロジェクトは

- 一、京漢線南部六河溝、磁縣
- 二、廣濟線淄川、博山 (大朝)

愈々建設の

日産若松工場

日産化學工業株式會社では愈々若松液化工場の建設に取掛ることとなり工場設計の實地調査のため企画部遠藤義臣氏以下數氏の技術者を數日中に若松市に派遣することとなつた、即ち同社の若松液化工業は低溫乾燥及び水素添加の兩法を採用するもので第一期事業としては低溫乾燥工業を興し第二期事業としては水素添加を行ふこととなつてゐるが工場の建設は來年五月頃までには完成する豫定である

尙ほ獨逸より輸入する機械購入額は約二百二十萬圓である

二百二十萬圓であるが此の程之れが爲替許可を得たので近く入荷を見ることとなつてゐる (日刊工業)

石炭鑛業互助會

急速に組織擴大 更に全國的に進展か

石炭鑛業互助會は四月來組織の擴大を行ふ事となり、九州、山口の中小炭坑に對し加盟勸誘中の處八月八日迄に二十三炭坑の加入を見た。然し同會は之に止らず更に全國的に組織の擴大をなす方針と見られてゐるから、遠からず山口縣は勿論、常盤、北海道の中小炭坑或は炭鑛系の大炭坑も、此の際同會に轉入するものが生じはしないかと思はれる。左記は四月一日より八月八日迄の新加盟炭坑名である。

- 宮ノ下、昭和第三礦、志佐、東川崎、三矢、衛藤、早良、福富、日進、池野村、新田、大福、東山部、南天草、安武、波黒、江里、唐津、新屋敷、今福、福井、皆瀬、須惠、深江、牧岳、深江第三坑、第二大岳、土肥の浦麓、大志佐、新元山日之出、補橋。 (日本鑛業)

いよ／＼設立する

若松石炭文庫

若松市立圖書館の石炭文庫計畫は既報の如く若松市の生命は石炭であり、八萬市民の生活は石炭と密接不離の關係せざるはなく石炭の恩恵を直接蒙つてゐるにも拘らず市民の生活に多大の關係ある石炭には認識不足であるかの如くであつた、現今非常時局に直面し若松市民は本市の生命である石炭に對し深い認識と蘊奥なる研究を以て人類文化の進展に貢獻すべき事肝要であるこの主旨の下に特殊な施設として石炭に關する文獻類を蒐集し早や四百五十冊の資料が集つてゐる、奥州、關東地方、大阪その他石炭集散地遠くは滿洲、北海道各鑛業界、近くは筑豐炭田の各炭坑各會社より續々此の計畫に研究資料を提供し九州帝大の圖書館並に工學部の専門教授、講師等も石炭利用化學工藝品、石炭に關する文獻を提供し近々専門家を招き講演會を開催する豫定であるが此の計畫に關し多大の効果を擧げるものと各方面から期待されてゐる (日本工業)

開ラン炭礦設備擴充

明年度契約にも反映

製鐵用、ガス原料用の粘結炭不足が懸念されてゐる折柄非常な期報が開ラン炭販賣會社に入つた、開ラン炭坑では日本の購買増加申込に應ずるため年間百萬噸の増産を行ふと共に洗炭設備を充實することとなり洗炭機二基を新設すべく既に決定したとのことである

開ラン炭礦の現在の出炭能力は年間五百四十萬噸であるが増産實施で六百四十萬噸の出炭となり洗炭機二基の新設で洗出能力は年間百七十五萬噸に増大し既設の洗炭機一基洗炭能力七十萬噸と併せ二百四十五萬噸能力となるわけである

而して來年度の開ラン炭購入契約には直ちに之が反映を見て本年度の契約百七十五萬噸は一躍二百萬噸臺へ躍進することが可能となり期待されてゐる。 (日本鑛業)

石炭標準運賃追加

海運自治聯盟

海運自治統制委員會では去る八月一日發表した運賃並に備船改訂標準率の勵行を適正ならしめるため未決定の儘放置され、若濱室濱兩航路外の各航路石炭運賃の新標準率を決定追加去月三十一日午後四時發表した追加標準率左の如し(噸當り)

室蘭阪神 (一港揚げ)	五圓四十錢
小樽橫濱	六圓
小樽阪神	七圓
釧路橫濱	五圓六十錢
釧路阪神 (一港揚げ)	六圓六十錢
若松伊勢灣 (一港揚げ)	四圓三十錢

(日本鑛業)

北支交通會社が 大同炭礦開發

懸案の北支大同炭礦の經營方法については豫てより關係當局間に色々研究されてゐたがいよいよ同炭礦は北支交通會社の附帶事業として經營するに完全に意見の一致を見に至つた、右により交通會社設立の曉はその直屬機關として大同に炭礦事務所を設置しこれが直接經營に當るものと觀測される尙ほ同炭の海上輸送を圓滑ならしむるため北支國策船會社は別個に交通會社の傍系會社として炭礦汽船會社を設立し鐵道と密接なる連絡を保ちもつて石炭輸送に遺憾なきを期すべきであるとの意見有力であり各方面の注目をひいてゐる (日本鑛業)

北支炭の對日輸出

約二百萬噸に内定

北支における石炭の需給調整問題は對日輸出石炭ならびに地場消費炭の需要増に伴ひ極めて深刻な問題と化し、目下關係當局では山元出炭能力の擴充をはかり輸送能力の整備につきめる一方本年度における詳細な需給關係につき慎重調査を進めてゐるが、その内容は左の如くである

- 一、地場消費七百萬噸
 - 二、中南支方面百四十萬噸
 - 三、對日輸出炭二百四十萬噸
- となつてゐる

これに對し豫想される出炭能力は九百六十萬噸で差引百二十萬噸の不足が豫想されるにいたつてゐるが、そのうち對日輸出炭は當初の要求たる二百四十萬噸を引下げ二百萬噸で約合つてをり出炭能力、輸送能力などにも萬全を期してゐるので大體支障なく需給を調節し得る成算が立つてゐるが、各炭礦に對する問題の對日輸出炭、出炭割當量は左の如く決定してゐる

- 一、大同炭礦十五萬噸
- 二、中興炭礦五萬噸
- 三、開蘭炭礦百七十萬噸
- 四、井陘炭礦六萬噸

本會記事

重役會、理事會並に評議員會

八月廿二日午後一時より本社會議室に於て重役會並に理事會開會、武内專務、末吉、金丸、中島、山本、三崎、橋上、田籠、犬丸、木曾各重役、西本、山形、和才、葉山各理事出席左記議案を審議す

議案

- 一、炭價問題ニ關スル件
- 一、炭礦入會勸誘ニ關スル件
- 一、其他

九月九日午後一時より本社會議室に於て重役會、理事會並に評議員會開會、野上社長、武内專務、末吉、北代、金丸、三崎、山本、田籠、木曾各重役、西本、和才、山形、葉山各會社理事、高野、松尾、秋山互助會理事、太田、稻員、

加茂、西田、明石、高辻、岡崎、菅原、樋口、山鹿各評議員出席左記議案を審議す

議案

- 一、炭價値下交渉經過報告
- 一、勞働力充足ニ付厚生省ニ請願後ノ經過並ニ資金償却改善要望陳情ノ件ニ付其後ノ報告
- 一、佐賀、長崎縣下會員加入勸誘ニ關スル件
- 一、山口縣方面會員加入勸誘ニ關スル件
- 一、時局ニ對スル石炭鑛業ノ重要性ニ鑑ミ會員炭礦ノ主腦者(坑長、經理、勞務)招集ノ件
- 一、滿洲、北支皇軍慰問並ニ視察ノ件
- 一、其ノ他

互助會所屬炭礦綜合部會概要

會場

若松商工會議所

日時

八月二十日午後一時

出席者

門 鐵 局 梅田書記、坂本書記

門司運輸事務所 篠原書記、立元書記、川上書記

記

驛 側 田中若松驛長、三原助役、戸畑驛長、同助役

部會出席者

(遠 賀)

新手(林、河原) 岩崎(飯尾、中津) 大隈(金子)
 高谷(平島、瓜田) 末吉(川崎) 新高江(渡邊)
 新木屋瀬(安武) 高江(久保田) (以上十一名)

(西 川)

海老津(林) 別府(松尾) 西川一、二(吉田、丸)

井) 吉田(吉田)

(以上五名)

(田 川)

眞岡(加治) 久野(久野) 豐州(長田) 位登(長尾)
 田中新庄(田中) 福富(沖村) 新平和(角銅)
 新田川(平位) 東川崎(藤井) (以上九名)

(飯 塚)

幸袋(荒井) 加茂(加茂) 庄司(植田) 第一山野
 (廣光) (以上四名)

(上嘉穗)

昭嘉(中尾) 日吉(江島) 猪ノ鼻(尼ヶ崎) 山田
 (松尾) 三上(有江) 木城(篠塚) (以上六名)

現務員

福田(日化) 久恒(久恒) 吉田(金丸) 柴田(日炭)
 小島(秋山) 天羽(若石) 安部(共同) (以上七名)

商務委員

藤江(日化) 進野(九曹) 畑江(金丸) 藤井(藤井) 松野(末吉) 安原(九探) 辻田(田籠) 鹽路(早良) (以上八名)

會社側 風戶、鍋島、安西、須藤、熊川、町

田、早田

開會之辭 (鍋島社員)

來ル可キ下期需要期ヲ控ヘ輸送問題ノ逼迫ハ必然的ノ事トテ會社側モ研究努力對策ヲ銀ル故炭坑側トシテモ極力輸送ノ圓滑ノ成果ヲ得ル様努力セラレタシ

一、議事進行上ヨリノ説明 (安西社員)

過去五回ニ亙リ開催ノ部會ハ地域の、空間的距離ヨリノ種々經濟的諸條件ノ相違ヨリ今回之ガ圓滑ナル會議ノ成果、意思ノ疎通ヲ計ル爲茲ニ全五部會、全商務委員ヲ網羅シ之ニ門司運輸事務所、門司鐵道局及若松、戸畑驛各位ノ御臨席ヲ仰ギ以テ現下ノ經濟狀勢下ノ輸送關係ヲ掌ル皆様ヲ一丸トシテ一致協力ノ實ヲ擧ゲタ

尙一層ノ御努力ヲ願フ

最近炭價ヘノ國家統制ノ動キハ或ハ店頭揭示命令トナリ、或ハ家庭浴場用炭ノ引下トナリ漸次工場用炭ニ迄及バントスル傾向ニアルモ五助會員各位ハ飽ク迄國策ノ線ニ沿ヒ國家産業ノ原動力タル石炭ノ増産並ニ品質ノ向上ヲ計リ以テ五助會ノ名實ヲ落サザル様御努力ヲ願フ

一、荷役狀態ト今期ノ對策 (福田現務委員)

昨年暮ヨリ本年春ニ亙リ五助會系ニ限ラズ各炭坑共市場ヨリノ火ノ如キ送炭督促ニモ不拘貯炭ヲ坑所ニ抱キツ、越年セシ窮狀ハ申上ゲル吾々ヨリモ臨席ノ各位ノ深刻ニ體驗濟ノ事ト惟フガ炭坑ノ送炭希望ト市場ノ積取希望トノ意思ノ合致ニモ不拘何故ニ多額ノ費用ヲ以テ貯炭ノ止ムナキニ至リシヤノ事情並ニ需要期ニ當面シテノ現務委員ノ意圖ヲ説明致シ度イ

全般的ノ話トシテ昨年度若松驛一日平均ノ荷卸台數ハ約一、三〇〇台ナリ、(戸畑ハ一部ヲ除キ大シタ役割ヲ持タズ且ツ他日期待モ出依兼ネル爲省略)之ヲ鐵道

イ。之ガ爲議事ノ順序トシテ藤江商務委員ヨリ一般炭界ノ情勢、福田現務委員ノ荷役狀態ト今期ノ對策ヲ命題トスル説明後各部會代表ヨリノ輸送ニ對スル炭坑ノ希望アリ、其後各現務委員ヨリ荷受側トシテノ施設其他ノ希望アリ其後鐵道側ヨリノ之ガ解答及對策方針ノ説明、其後懇談ニ入ル事ニナリ居ル故各位ニ於カレテモ積極的ナル意見ノ發表ヲセラレ度シ

一、一般炭界ノ狀勢ニ關シ (藤江商務委員)

輸送ノ圓滑ナリヤ否ヤノ大半ハ會員ノ延長タル各位ノ努力如何ニアリ、幸ニ今迄ノ成果ニ對シ大イニ敬意ヲ表ス

最近ノ炭界ハ軍需産業ニ伴フ需要激増ニ基因スル石炭飢饉ノ狀態ニシテ炭價モ之ニ比例シ高騰ノ聲アリ、殊ニ五助會ト大手筋トデハ二圓五拾錢乃至三圓ノ値開キアルハ資金ノ逼迫、鑛夫難、薄層殘炭採掘等ノ爲メノコスト高ニ依ルモノニシテ決シテ五助會ハ不正不當ノ暴利ヲ暴リ居ルモノニ非ズ、斯ルガ故ニ生産ノ源泉タル炭坑ニ於テハ特ニ品質及缺斤ニ對スル留意ヲ怠ラズ

側ノ豫定タル處ノ査定約一、五〇〇台ニ比シ約二〇〇台ノ不足ニナルガ此ノ不足ニ就テハ送ル炭ガナイ譯デナク、又積取ラザリシ譯デモナク實ニ鐵道側ノ輸送設備、荷卸設備ノ不足ガ主因トナリ第二ニハ荷受商店側ノ荷受ニ對スル努力ノ足ラザリシ事ニ(主トシテ西部)起因スルモノナリ

鐵道側ニ付キ述ブレバ或荷卸懇談會ニ於テ責任者トシテ若松ノ操車場ハ何十年前以前ノ操車場其儘デテリ、現在一、六〇〇台ヲ操車スル事ガ極限デアリ之ヲ以テ連日ノ操業ハ絶對不可能ナリト斷言シナガラ昨年五月ノ荷卸一、六〇六台ニ査定シテ居ル予盾サヘ敢テナシ居ル狀態ナリ、又設備ノ點ヨリ述ブレバ

(一)中繼驛、到着驛ノ操車場狹溢

(二)若松荷卸設備ノ不足

(三)貨車不足、路線ノ不足

(四)列車増發難等デアリ

一方荷受側ノ方ヨリ見レバ大手筋トハ世帯モ違フ事故一概ニハ言ヒ得ザルモ

(一)船積ニ對スル準備ノ不足

(二)貯炭場ノ不備

(三)積出、荷受ノ連絡不統一

(四)荷受ニ對スル統制機關ノナイ事

等ナリ、昭和石炭ノ現務委員會ノ如キ機關ナク西部聯合アルモ之ニ付強制力ナク唯全般的ナ十日會或ハ荷役懇談會等ニ依頼シ切り居ル状態ニシテ西部ノ小商店ノ存在ガ多數デアレバアルダケ其ノ必要ヲ認メル次第ナリ、尤モ最近合同石炭ガ相當之ニ頭ヲ惱マシ努力シテ居ル故之ニ就テハ今後共互助會ノ現務委員ヨリ大イニ努力シ萬全ヲ期スル覺悟ナリ

前述ノ事情ヨリ昨年度ハ所期ノ台數ニ達セザリシモ本年度ハ一月ヨリ七月一日ノ平均ハ約一、五〇〇台ニシテ昨年鐵道側ニ於テ査定セシ數量ニ達シテ約二〇〇台増加シテ居ル状態ナリ

此ノ原因ハ非常時局ニ對處シテ工業原動力トシテノ石炭輸送ニ官民必至ノ努力ト設備ノ改善、新設ニ依ルモノナリ

即チ市電荷役場ノ開放、木造棧橋ノ延長、微粉線ノ新設、貨車ノ増配等ニ依リ輸送、荷卸ノ能率増進ニ起因セルモノト信ズ

只今昨年度ト本年度トノ狀況ヲ比較シ述ベタルモ來ル九月以降ノ需要期ノ豫想ハ無論數量的ニハ相當増加スルモ輸送或ハ荷卸ニ就テハ略昨年ト同様ノ状態ヲ繰返スモノト思惟セラル、ガ之ガ對策トシテハ鐵道側トシテハ貨車ノ増配其他種々研究中トハ惟フガ一方吾々現務員トシテ考ヘテ居ル事ヲ申述ベテ見タイト思フ、即チ

(1) 若松埠頭雜貨荷卸場借用問題 (內容省略)

(2) 廿三番漏斗使用許可願 (內容省略)

(3) 市電荷役改善案 (內容省略)

此ノ外根本的ノ問題ヤ大設備ノ問題モアレド到底急場ノ間ニ合ハズ且全般的ノ問題ナルガ故ニ其ノ方面ハ抜きニシテ以上三問題ヲ解決スル事ニ依リ互助會系、西部關係トシテハ大ナル影響ヲ齎スモノト惟フ、以上三問題ヲ解決スレバ尠クトモ一日約一〇〇台見當ハ増加

スルト思フ、全部デー〇〇台ト云ヘバ之ガ三ヶ所ニ分散サレルガ爲三〇台内外ノモノトナリ大シタ役ヲ爲サヌ小問題ノ様ナルモ此ノ一ヶ所ノ台數ガ尠イダケ大手筋トシテハ問題ニナラズ互助會系ノ西部關係トシテハ期待出來得ルコトニナリ、此ノ意味ニ於テ吾々現務委員トシテハ各方面ニ連絡ヲトリ合同石炭ト協合善處シ以テ各部會ノ御支援ヲ希望スル次第ナリ

午後三時二十分 鐵道側臨席セラレ風戸主事ヨリ挨拶ヲ述ベ安西社員ヨリ左ノ如ク希望意見ヲ述ブ

石炭輸送ガ需給バランス上重大ナル役割ヲ炭坑ニノミナラズ市場ニモ演ジ居ル事ヨリ思惟シテ現下ノ鐵道側ノ努力ニ對シテハ感謝ノ外ハナイガ尙一層ノ進歩ヲ望ム、當方トシテモ今迄内部的缺陷ヲ無視シ無統制ニ勝手ナ申出ヲナン局員方ノ事務妨害ヲナシタト思フガ最近之ガ是正並ニ統制的意義ヲ以テ部會ヲ作りタルノニ對シ鐵道ノ絶大ナル御援助ヲ受ケ著々其ノ成果ヲ擧ゲ得タルヲ重ネテ感謝ス

次ニ最近惡炭ガ相當貨車ヲ奪ツテ居ルト云フ事實ハ來

ルベキ需要期モ控ヘ居ルコトトテ當局ニ於カレテモ正炭輸送ヲ主トシテ惡炭ニハ相當ノ制限ヲ加ヘラル、様善處セラレタシ

一、輸送問題ニ對スル炭坑側ノ希望

平島氏 (遠賀部會代表)

本年五月廿八日附商工省燃料局ヨリ「石炭ノ確實且圓滿ナル配給ヲナシ以テ需給ノ調整ヲ圖ルニ必要ナル」具體的方策「ナル諮問事項ニ對スル答申書」一部ニモ「運輸並ニ積込機關ノ擴充運送引受人 (鐵道省ヲ主体トス)トノ協調速進」ヲ強調シアル如ク如何ニ政府當局ガ現下ノ戰時經濟ノ原動力タル石炭ノ配給問題ニ對シ積極的ニ關心シ居ルカラ示現スルモノニシテ當事者タル石炭事務ニ掌ル吾々ノ任務モ實ニ重且大ナルモノヲ痛感スル次第アル

現下ノ統制經濟強化ノ状態ノ下ニ於テハ炭坑ノ設備改善ハ早急ニ實現出來ヌ故鐵道側ト荷受人トノ密接ナル協調ノ下ニヤラレ度シ、夫レニハ前月ノ實績ヲ査定標準トセズニ炭坑ノアリノ儘ノ現在状態、貯炭ノ状態デ

配車ヲセラレタシ、鐵道當局モ視察ニハ來ラレルガ充
分右ノ炭坑ノ現在趨勢ニ留意シ査定方針ヲ決定セラレ
タシ、殊ニ私ノ高谷炭坑ハ私設鐵道ノ事トテ本省直接
ノモノト差別的待遇ノ跡ガ見ラル、故之レヲ是正願ヒ
度シ

次ニ荷卸狀態ニ付テアルガ陸切專問ノ荷受側ノ行動
ハ荷役能率ノ促進ヲ阻止スルモノニシテ來ルベキ増送
需要期ヲ控ヘ陸切ヲ可及的ニ船切專問ニナス様ニセラ
レ度シ

次ニ若松市電送リハ横開車ニ限定セズ何デモヤラレ度
シ、石炭車ヲ市電及沿線ニモ使用出來ル様特ニ研究願
ヒ度シ

岩崎炭坑中津氏 (遠賀部會代表)

昨年坑所ニ貯炭場ヲ持タヌ炭坑トシテノ惱ヲ輸送上ニ
於テ痛感シタガ本年モ需要期ヲ眼前ニ控ヘ増産ト共ニ
増送ヲ企圖シ居ルガ鐵道當局モ天候ノ影響モアルガ昨
年ノ如ク困却セシムル事ハナキ事ヲ期待シ居ラレルト
惟フガ鐵道當局ニ於カレテモ炭坑ノ現況ヲ直接本省ヨ

リ視察セラレナクトモ土地ノ驛長ニ調査セシメラレ本
省ニ連絡セラレルナラ好都合ト思フ、尤モ香月驛長ハ
私ノ方ガ行カヌ限り現地ニハ來ラレマケレ共今後ハ現
地ノ出先責任者ヲ通シ充分炭坑ノ現況調査ヲセラレ以
テ査定標準ノ資料トセラレ度シ

久野氏 (田川部會代表)

本年三月第一回部會開催以來石炭輸送圓滑化促進ノ爲
鐵道側及互助會ノ協力ノ下ニ會ヲ重スル毎ニ全面的ニ
成果ヲ擧ゲ、六月卅一日附ヲ以テ鐵道當局ニ禮狀ヲ發
送スルマデニ至ツタ事ハ互助會ノ努力ノ賜ト謝意ヲ表
ス次第ナリ

次ニ輸送上ヨリ見テ池尻、夏吉ノ構内線ノ一部延長歎
願ノ件ハ需要期ヲ控ヘ居ル事トテ可及的速ニ實現ノ域
ニ達セラレンコトヲ望ム

來ル下期輸送ニ際シ無蓋車ノ増配ヲ希望スル

加茂氏 (飯塚部會代表)

黒線問題ニ關シ之ハ運炭係ヨリ見レバ實ニ言語同斷ナ
リ、炭標ハ吾々ノマークデアリ商標デアアル夫レヲ作爲

的ニ若松構内デ勝手ニ、改造製造ナシ而モ若松驛長ガ
之ヲ看過シ、又ハ知ラズ、其ノ作爲的行爲ノ結果ガ何
等之ガ意思ナキ炭坑迄發送止ノ罰則ノ適用ヲナスノハ
實ニ心外ノ至リデアアル、局ヨリ通知ガアツテ陸海ヲ變
更スル事ハ發驛及到着驛デ注意サレ度シ

次ニ不需要期ニ於ケル貯炭ノ一掃ニ關シ鐵道當局ヨリ
德慮アリタルモ石炭輸送ニハ販賣ト云フ金錢取引關係
ガ背後ニ介在スル事トテ不審期ニ於ケル消費店ノ取引
ハ相當高價ナ貯炭費ヲカケ貯炭スル程積極的ニ非ズ、
之ガ需給バランスノ上ニモ影響アル事トテ炭坑ノ根本
的經濟事情ヨリ一考ヲ促ス次第ナリ

次ニ戸畑驛ニ於ケル査定ニ關シ戸畑驛デハ船アツテノ
配車ニシテ船ナキトキノ査定ハ何等意味ヲ爲サヌ、此
ノ船無キトキノ査定ヲ若松ニ廻ス事ヲ許セバ夫レダケ
運輸能率ヲ増進スルニ非ズヤ

次ニ山野ノ引込線ノ完成ニ伴ヒ之ガ事務ニ當ル驛員一
名増員セル其ノ經費ヲ炭坑ノ事業主ニ負擔セシメテ居
ル現狀ハ苟モ國鐵ガ炭坑トノ運送契約ノ對價トシテ運

賃ヲ取得シテ居ル以上之ヲ微々タル坑主ニ負擔セシメ
ルノハ大國鐵ノ襟度ヲ汚スモノニ非ズヤ

次ニ「ト號車」ノ配給ハ配置表ナク全ク驛長ノ自由意
思ニ依リ行ハレテ居ル事ハ配給ノ公正ヲ期ス上ニ於テ
モ遺憾デアアル

次ニ沿線ノ中間驛デ需要家ノ居ナイ所ニ送ルノハ需要
期ヲ控ヘテ貨車ノ圓滑ナル回数度ノ上ヨリ見テモ撤廢
サレタシ、又大シテ出炭モナキ所ヤ硬洗ヲナシ居ル所
ニ貨車ガ澤山入ツテ居ル狀態ヲ散見スルガ炭坑ヲ持タ
ヌ者ヘノ配車ノ前ニ炭坑ヲ持ツ者ヘノ配車ヲ優先スル
コトヲ考慮セラレ度シ

最後ニ鐵道側ヘノ歎願ノ件デアアルガ時節柄從業員少キ
事トテ毎朝驛ニ配車狀態ヲ聞キニ行カザレバ貨車ガ費
ヘヌト云フコトハ事務能率増進、運輸能力向上ノ點ヨ
リ見テ支障ヲ來ス事大ナル故驛構内デ鑛業用私設電話
ヲ設置セラレタシ、此ノ件ハ既ニ大手筋ニ於テ設置セ
ラレ居ル事トテ驛長ハ公式ニハ云ヘヌガ電氣係ニ出ス
故願書ヲ出セトノ話ナリシ爲相田、第一山野、加茂目

尾三坑申出ヲナシ居ルモ局及運輸事務所ニ於テ考
セラレ度シ

江島氏 (上嘉穂部會代表)

先般ノ輸送懇談會其他ノ會合デ指示ヲ仰イダガ來ルベ
キ需要期ニ於テ貨車ノ不足ハ厄レヌト惟フガ五助會所
屬ノ炭坑ハ大手筋ニ比シ輸送設備其他ノ經濟條件ニ於
テ第二義的劣惡ノ條件ノ下ニアル事トテ配車ノ制限ハ
火ヲ見ルヨリ明ラカデアアルガ此ノ場合大手筋ト同一ノ
比率ヲ以テ制限ヲ受ケルコトハ互助會炭坑トシテ到底
圓滑ナル輸送ヲナシ得ザル事トナルガ故完備セル輸送
設備ヲ持ツ大手筋ハ制限ヲ受ケテモ取返ヘシ得ル能力
アル事トテ下期ノ輸送計畫ニハ特ニ此ノ點ニ御留意願
ヒクシ

一、荷受側トシテ施設其他ノ希望

柴田現務委員 (日本炭業)

現下ノ經濟情勢下ニ於ケル政府ノ増産強調ノ叫ニ呼應
シ各坑共増産計畫遂行ノ成果ヲ舉ゲ相當ノ出炭増ニ對
スル鐵道當局輸送計畫モ確立シ居ルコト、思フガ海上

モ今迄ニ何等之ガ取締規則ナキ爲互助會トシテモ拘束
力ヲ以テ指圖ヲナス譯ニ行カズ結局今ノ所自治的統制
下ニ於テ御承知ノ如キ成果ヲ舉ゲテ居ルガ將來ハ鐵道
當局トシテモ取締規則ヲ制定セラレ度シ、殊ニ若松、
戸畑ハ石炭荷役ノ特殊地域ナル故荷受人ニ對シ許可制
度ヲ作り違反者ニ對シテハ許可ノ取消ヲナス態度デ臨
ンデ戴キタシ、尙之ニ關聯シテデアアルガ以前ハ石炭商
組合員ニ非ザレバ荷受ハ出來ザリシモ現在ハ非組合員
迄自由ニ荷受ナシ居リ之ガ荷役ノ促進ヲ阻止シ居ル狀
態ナレバ或程度迄荷受人ノ整理ヲナシテハ如何
次ニ現在ノ自治統制ノ缺陷ニ付テデアアルガ之ハ罰則ガ
一方的デアアル事即惡意ノ罰則違反者ハ罰金ノ支出ヲ以
テ其ノ責ヲ免レ積込準備ヲ完了シ居ル善意ノ炭坑側ハ
違反者ノ一方的作爲行爲ニ依ツテ發送止ヲ受ケ輸送能
力ノ障害ヲ受ケルコト實ニ大ナリ、要ハ荷受人ノ自覺
ガ先決問題ナルモ而シ凡ソ一國ノ法律中時局ニ適セザ
ルモノハ積極的ニ議會ニ於テ改正シ居ル事ヨリ推論シ
テモ石炭炭荷役ニ關スル法規モ時宜ニ適シタル改正ヲ

輸送ハ時局柄減少セル船舶輸送能力ヲ以テ大量ノ積荷
輸送強行ノ矛盾緩和策トシテ航海數ノ最大限ノ回數ヲ
計ルニ如クハナク炭坑トシテモ積込ノ合理化ヲ種々部
會ニ於テ諮リシ如ク協力スル決心ナリ

鐵道當局ニ於カレテモ熱心ニ標準査定ヲ度外視シ當方
ノ要求ニ沿フ可ク努力ヲ拂ハレシハ感謝ノ外ナキモ來
ル需要期ハ再ビ昨年ノ轍ヲ踏ムニ非ザルヤノ杞憂アリ
付テハ若松棧橋ニ對スル査定ハ撤廢シ備船屯數ニ對シ
貨車ヲ戴キ度シ、斯クシテ載ケバ帆船ガ補助帆船トナ
リツ、アル事トテ例ヘ船ニ逃ゲラレテモ解取シテデモ
荷役ノ増進ヲ計リ航海數ノ回轉ヲ早メ輸送能力ノ増進
ヲ計ル覺悟デアアル

久恒現務委員 (久恒鑛業)

昨年ノ需要期ノ貨車廻ノ不圓滑ニ對スル歎願ニ付局側
ハ西部聯合ノ荷役能率ノ不良ガ原因ナリト解答セシモ
之ガ解答ハ正鵠ヲ得タルモノニ非ズ、即チ西部荷役ノ
缺陷ハ炭坑側ト荷受側トガ別個ノ經濟單位ナル爲荷主
側ノ大部分ヲ構成スル合同石炭、炭商組合ニ交渉ナス

爲サレン事ヲ望ム次第ナリ

吉田現務委員 (金丸鑛業)

船積ノ合理化促進方策トシテ棧橋ノ延長、船積場ノ浚
渫ノ申請等ハ豫算ニ拘束サレ急速ニハ進展セズ戸畑ノ
如ク合理化セザルモ集炭制度ニシテ荷受主ヨリ一括シ
テ申請之ニ許可スレバ荷役上良イデハナイカ

福田現務委員 (日産化學)

開會ノ際大体項目ダケハタツシク次第ナルモ

(1) 若松港埠頭雜貨荷卸借用問題

本件ニ關シテハ昭和石炭、互助會、炭商組合ガ一体
トナリテ請願シ鐵道側トシテモ賛意ヲ表シ居ル由、
借用ノ曉ハ引込線ノ便宜計ラレ度シ

(2) 二十三番漏斗使用許可願

炭商組合深田理事ヨリ申請セシ管ナルモ之ガ實現ノ
早カラン事ヲ御願ヒスル

(3) 市電荷役改善案

北湊ノ査定増加、石炭車ノ配車、横開車、石炭車ノ

制限撤廢ヲ叫ビ居ルモ之ハ單ニ互助會ノミノ問題ナラズ一般的問題ナル故正規ノ手續ニ依ル申請ヲオセバ出來ルダケノ御援助ヲ願フ尙棧橋上ノ掃除炭ニ關スル件デアアルガ近時掃除炭多ク之ハ結局缺斤引トシテ處理サレ居ル事トテ之ガ取締トシテ元來互助會ハ炭坑ト荷受人トガ別個ナル故仲仕ト棧橋荷受人トニ對シ以前ノ如ク鐵道當局ヨリ監督セラレ度シ

三原助役

掃除炭ニ關スル解答デアアルガ鐵道トシテハ御預リセシ石炭數量ハ其儘ヲ正確ニ引渡シスルノガ立前ナリ、之ニ對シ前高島驛長ガ此ノ趣旨徹底ヲ計リ業者間ノ反感ヲ買ヒシ事アリ、何レニモ漏斗殘炭迄ノ掃除ハ危險デモアルシ又之ガ殘炭ハドレカノ船ニ入ル譯ナリ

一、門鐵局門司運輸事務所ノ解答及對策方針

(梅田書記)

臨席各位ノ實際ニ即シタル御要求ハ將來配車査定上ノ參考トナンデイ、來ルベキ下期輸送ハ現在狀勢ヨリ見テ石炭増加ノ爲難關ト思惟ス之ガ爲當局トシテモ種々

對策ヲ檢討考究シ居ルモ之ガ具体化ハ豫算ノ關係ヲ早急ニ其ノ運ビニ至ラズ、亦之ガ着工ニ至ツテモ實際ニ使ヘルノハ時日ヲ要スル次第ナリ

本省デノ昭和十三年度ノ輸送會議デハ上期ノ四十八%ニ對シ下期ヲ五十二%トナン炭車ノ運用効率向上ノ上ヨリモ積卸時間ノ短縮ニヨリ御協力ヲ願ヒ度シ

(一)粗惡炭問題ニ關シ

下期ノ貨車不足ニ際シテハ感情ヲ害セザル程度ニ於テ之ガ抑制ヲ計リ度イ

(一)炭坑現況ノ認識ニ關スル件

昨午暮ヨリ考察致シ居リタルモ今後ハ公平ナ立場デ認識シヤウ

(一)若松市電荷役改善ニ關スル件

市電向ハ大部分ガ貯炭場卸シナル故荷役能率上ヨリハ「ト號車」ノ方ガ良カラウ

(一)池尻、夏吉驛引込線ノ件

池尻ハ大休着手ニ方針決定シ居ルモ當方トシテハ三

一四番線間ニ樂ニ敷設出來ルト思ツテ居タガ旅客ホ

ムヲ截ツテ敷設シナケレバナラヌ現狀デアアル

夏吉ハ近々着手ノ方針ナリ

(一)戸畑、若松送り査定撤廢ノ件

之ハ當然ノコトデアアルガ現在ノ港灣、荷役設備、貨車不足等ノ諸條件ヲ考察スル時査定ヲ設ケザレバトノ方面ヲ制限シテ良イカ分ラザル狀態ナル故此ノ點研究ヲナンデイ

(一)西部取締ニ關スル件

非常ニ厄介ナ問題デアアルガ若松ノ荷卸個所ハホイスト微粉炭線高架棧橋ダケダガ之ヲ特定荷主ニノミ限定スルノハ運輸規定ヨリ見テ實行困難ニシテ幸田氏ニモ打合セアルガ仲仕取締トシテ仲仕ニ鑑札ヲ與ヘ之ヲ所持セザル者ニハ仕事ヲサセヌ方針ナリ

(一)若松船積ノ集炭制度

此ノ案ハ面白イ案デアアル、鐵道トシテモ之迄手ヲ伸シタイ

現在ノ配車狀態デハ各坑ニ均分的配車ヲナンシ居ル故

例ヘ一〇一五台纏メテヤツテモ炭坑デハ小單位トナル故一定ノモノニ纏メルノハ困難デアラウ、何日分カラ貯炭シ送炭日ヲ決メ單位ヲ大キクシテヤレバ成果ガ舉リハセヌカ、積卸作業合同問題ト共ニ良ク考慮シテ置カウ

(一)棧橋工事ニ關スル件

鐵鋼材使用統制ノ爲豫定ヨリ八ヶ月遅レ來ル下期ハ危マレル故現在ノ雜貨埠頭ノ補助的使用ハ荷役能率ノ上ヨリ見テモ結構ナ事デアアル

(一)二十三番漏斗ノ件

炭商組合深田理事ヨリ申請アリタルモ四米半ノシトバイルガ其レ以上ノ長サアル故基礎工事ハ着手出來ヨウ

(一)戸畑ノ汽船積集炭時間ノ短縮ノ件

之ハ鐵道ヨリノ御願デアアルガ之ニ對スル御意見ハ如何

吉田現務委員

現在ノ様ニ貨車ノ廻リガアレバ可ナルモ冬ハ集

炭困難ナル故現在ノ集炭時間ヲ短縮スル事ハ困ル、中小炭坑ハ殊ニ而リ

鐵道側

現在ノ集炭時間ハ半分カ夫レ以下シカ使用シテ居ナイソレニ澤山ノ貨車ヲ集メル事ハ鐵道トシテモ苦痛ダシ貨車回轉數ヨリ言ツテモ炭坑ノ配車ガ少クナル事ニナル

吉田現務委員

申込數量ニ應ジ其數量通り貨車ヲ廻ス條件ナラ良イ

鐵道側

少シ位ノ短縮ハ大シク影響ハ與ヘマイト思フ

福田現務委員

研究材料トシテ殘サレタシ

(鐵道側賛成)

一、篠原書記

昭和十三年ノ輸送對策ハパンフレットデ出シテアルカラ參照アリ度シ

一、閉會ノ辭(會社側)

斯くて午後六時閉會した

尙ほ第七回部會は左の日時に開催本社より安西、熊川兩社員が出席した

- 遠賀 部會 九月十二日 香月町梅ノ屋
- 飯塚 部會 全 十四日 飯塚商工會議所
- 上嘉穂 部會 全 十五日 昭嘉炭坑クラブ
- 田川 部會 全 十六日 筑鐵本社
- 西川 部會 全 十七日 芦屋山香屋



石炭鑛業權設定(自六月十七日)

福岡鑛山監督局管内

試掘願許可

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
山口 四〇〇〇	同村地先海面長興村地先海面	七九、〇〇〇	同上
同 四〇〇一	同上	七三、〇〇〇	同上
福岡 六四八一	朝倉郡夜須村筑紫村	九五、〇〇〇	佐世保市横尾免
同 六四八二	京都郡養島村地先海面	九三、〇〇〇	宇部市沖宇部
同 六四八三	粕屋郡青柳村	五〇、〇〇〇	小倉市上富野
同 六四八四	同村立花村	五八、〇〇〇	同上
山口 四四八五	宇部市地先海面	一〇七、〇〇〇	宇部市沖宇部
同 四四八六	吉敷郡西岐波村地先海面	七四、〇〇〇	宇部市沖宇部
同 四四八七	下關市地先海面	九三、〇〇〇	福岡市船津町
佐賀 三三四	杵島郡住吉村武内村	六九、〇〇〇	長崎縣北松浦郡吉井村
同 三三四	西松浦郡大川村	六三、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目
熊本 三三二	天草郡今津村教長木河内村	九五、六一	福岡市西中洲川西町
宮崎 二五五	南那珂郡都井村	八〇、〇〇〇	福岡市栴木尾町
同 二五七	同村並ニ海面	八二、〇〇〇	同上

宮崎 三九六	東臼杵郡北郷村	六四,000	宇部市沖字部	礪山彌三郎 外四人
福岡 六九〇	京都郡津村地先海面築上郡八津田村地先海面	一四,六三三	宇部市小串	平井一郎 外三人
同 六九一	築上郡八津田村地先海面	八三,〇〇〇	同上	
同 六九二	京都郡津村築上郡八津田村並ニ海面	八六,〇〇〇	同上	
同 六九三	京都郡箕島村地先海面小波瀬村地先海面刈田町地先海面	一,〇〇〇,〇〇〇	同市沖字部	山田新松 外一人
同 六九五	八女郡忠見村、川崎村	四四,〇〇〇	福岡市茶園谷	刀根禎一郎
熊本 三〇六	八代郡下松求麻村高田村	三三,〇〇〇	福岡縣京都郡行橋町	松丸三治
長崎 四三三	西彼杵郡崎戸町地先海面	九七,〇〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	九州炭礦株式會社
福岡 六九六	宗像郡田島村東郷町	一五,〇〇〇	福岡縣鞍手郡西川村	吉田梅次郎
同 六九七	同郡河東村、池野村	四四,〇〇〇	福岡市千代町二丁目	齊藤武策
佐賀 三四一	藤津郡大浦村並ニ海面	九六,八三三	佐賀縣小城郡北多久村	吉岡通隆
長崎 四三四	北高來郡小長井村並ニ海面	六六,〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵木村	吉居丑之助 外一人
同 四三五	南松浦郡有川町並ニ海面	六六,四〇〇	福岡縣鞍手郡木屋瀬町	九州探炭株式會社
熊本 三六一	上益城郡木山町廣安村、飽託郡小山戸島村	一,〇〇〇,〇〇〇	東京市麹町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社



炭界日誌

才津原生

八月廿一日(日)曇時々雨

△滿鐵大同炭年内十五萬噸對日輸出に決す

八月廿二日(月)曇時々雨

△本社々長野上辰之助氏、本日飛行機にて上京す

△本社重役會並に理事會を午後一時より本社會議室に於て

開催

△石炭輸送機帆船重油規正組合代議員會を炭商組合に於て

開催、本社より才津原出席

八月廿三日(火)晴

△若松石炭輸送機帆船重油組合字部支部設置に關し四方田

副組合長出席す

八月廿四日(水)晴

△佐分利福礦局鑛業課長各鑛山調査の爲出張す

△九州炭山開發輸送狀況視察の爲鐵道省立花技師來門す

八月廿五日(木)晴

△本社武内專務、山本取締役、木曾監査役、西本理事の上

京委員一行は炭價引下其他の兼務を帯びて上京す

△東北興業、岩手炭鑛經營參加に決す

八月廿六日(金)晴後曇

△石炭輸送陣強化の爲、直方線を擴張すべく鐵道省立花技

師直方面視察

△石炭鑛業聯合會では午前十一時より工業クラブに於て鐵

鋼配給統制委員會を開き午後一時より理事會開催

△志免海軍炭坑ガス爆發、重輕傷者十五名を出す

八月廿七日(土)雨

△大阪府では府廳に於て物資委員會を開催燃料等最高價格

開打合せの報告あり、之が對策を協議す

△古田昭和石炭社長本日神戸石炭仲買業者と値下後の問題に就いて懇談す

九月十六日(金)晴時々曇

△戸畑石炭商組合總會を開き小賣炭最高價格を決定す

△昭和石炭は本日九州炭北海道炭の九月渡直物標準販賣價格を發表す

九月十七日(土)晴

△明治專門學校教授伊木定雄氏北支視察より歸任北支礦炭液化の有望を語つた。

九月十八日(日)晴後曇

△石炭統制規則の公布を各紙報道す

九月十九日(月)雨

△商工省は本日附を以て官報に石炭配給統制規則を公布し

十月一日日より實施

△海運自治統制委員會を神戸郵船ビルにて開會、石炭運賃

芝浦鶴見、川崎江尻の標準率追加を決定即日實施した

九月二十日(火)雨

△若松の石炭稅設定調査委員一行は大牟田宇都兩市に出張

調査中の所本日歸若す

○庶民金庫

五月二十日より施行される庶民金庫法に依るもので、中小産業者及び勤勞所得者に對し對人信用に依る小口金融の圓滑を圖り、以て國民生活の安定に資せんとすることを目的として、政府に於て營業する金融機關である。組織は一特別の法律を以て設立された法人であり、資本金は一千萬圓全額政府より支出するものであり、之が財源として本年度に於て總額一千萬圓の三分半利附公債を發行することになつてゐる。役員としては理事長一人、理事三人以上、監事二人以上とし、何れも大藏大臣の任命するところであり、その他諮問機關として評議員若干名を置くこととなつてゐる。主たる事務所本所は東京に置き、大阪に支所、六大都市その他主要都市に出張所が設置されるであらう。

小口貸付が主要業務で、貸付金の償還は制賦(日掛、月掛、半年賦、年賦)又は定期償還の方法に依り、償還期限は原則として三年以内で、貸付金額は一世帯一千圓程度の方針である。貸付に當つては保證人二人を要するが、物的擔保は取らず保證人の資格は資金借入人と同程度の人以外には制限しないが、金庫としては相當の調査はすることとなつてゐる。又借入金用途は小口の産業資金又は生計資金に限られる。尙その設立第一回總會は五月二十日大藏大臣官邸で開催された。

編輯後記

チエツコ問題に對して我が外務省が率先して獨逸支持の態度を發表したことは近來胸のすくようなヒットである。戰爭をほらむ歐洲の雲行が險惡の度を増すにつれて、米國の軍略家や外交官の間では、ブデーテン紛争から展開した英獨關係の危機に際して勢力の均衡を保つものは日本であるといふ見解が行はれてゐる。

即ち英國は日本が中立を維持する保證さへあれば、何の躊躇することなく獨逸と戦火を交へるであらうが、日獨伊の防共協定と三國の親善關係にある現状では、英國が獨伊と事を構へたが最後、アツアに於ける印度其他の自國領は、日本のなすがまゝに委せるより仕方がなからうといふ豫感に襲はれてゐる。日本の眼みが利いて英は獨に手が出せぬ状態だ。

× 昨二十二日北京中南海の勤政殿に於て、北京の臨時政府、南京の維新政府の兩政府

が愈々合流して、國民政府に代るべき新統一政權にして將來正式支那中央政府たるべき中華民國政府聯合委員會の成立式を舉行した。

この聯合委員會は、臨時政府が成立してから九ヶ月維新政府が成立してから六ヶ月で兩政府の合流が實現し、共通重要事項の統制と政務進行上の共同便宜を計り、正式中央政府の樹立を容易ならしむるもので、内外にその主旨を宣明する堂々たる成立宣言を發表した。

× 本會所屬炭礦も最近入會者激増し、殊に佐賀長崎兩縣下に三十三坑となつたので、來る廿七日午後一時佐世保市の萬松樓に於て、野上會長、武内專務其他の幹部が出席して、盛大な支部發會式を舉行の豫定である。

× 又十月一日には武内專務を團長とする滿洲北支軍軍附並に炭礦視察團二十餘名が門司を出發して、朝鮮經由新京に直行して天津、北京にて皇軍を慰問し、密山、撫順大同等の炭坑を視察して、現地報告書を來月號に滿載する豫定なれば御期待を乞ふ。(九月廿三日) 才津原生

互助會報・第三卷・第九號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十三年九月十七日印刷納本
昭和十三年九月二十日發行

若松市本町二丁目

石炭礦業互助會

發行人

編輯人

風戸 道康

若松市堺町三丁目

印刷人

吉田 万造

若松市堺町三丁目

印刷所

吉田 印刷所

電話 六五二番

發行所 若松市本町二丁目
石炭礦業互助會

電話 長三四
七〇六七
九一六
番番番

